

令和2年 9月 1日開会

令和2年 9月29日閉会

# 令和2年第3回(9月)定例会

川根本町議会

## 令和2年第3回（9月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号（9月1日）

○開 会	6
○開 議	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○同意第2号の上程、説明	7
○同意第3号の上程、説明	8
○諮問第3号の上程、説明	9
○議案第31号の上程、説明	9
○議案第32号の上程、説明	10
○議案第33号の上程、説明	11
○議案第34号の上程、説明	11
○議案第35号の上程、説明	12
○議案第36号の上程、説明	12
○議案第37号の上程、説明	13
○議案第38号の上程、説明	13
○議案第39号の上程、説明	14
○議案第40号の上程、説明	15
○議案第41号の上程、説明	15
○議案第42号の上程、説明	16
○認定第1号～認定第7号の上程、説明、質疑、委員会付託	16
○散 会	27

### 第 2 号（9月14日）

○開 議	31
○議事日程の報告	31
○諸般の報告	31

○同意第2号の質疑、採決	3 1
○同意第3号の質疑、採決	3 2
○諮問第3号の質疑、採決	3 2
○議案第31号の質疑、討論、採決	3 3
○議案第32号の質疑、討論、採決	3 4
○議案第33号の質疑、討論、採決	3 4
○議案第34号の質疑、討論、採決	3 5
○議案第35号の質疑、討論、採決	3 6
○議案第36号の質疑、討論、採決	3 6
○議案第37号の質疑、討論、採決	3 7
○議案第38号の質疑、討論、採決	3 8
○議案第39号の質疑、討論、採決	3 8
○議案第40号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第41号の質疑、討論、採決	4 0
○議案第42号の質疑、討論、採決	4 0
○散 会	4 1

### 第 3 号 (9月29日)

○開 議	4 5
○議事日程の報告	4 5
○諸般の報告	4 5
○一般質問	4 5
石 山 貴美夫 君	4 5
中 澤 莊 也 君	6 2
野 口 直 次 君	7 4
杉 山 広 充 君	8 4
○認定第1号～認定第7号の委員会審査報告、討論、採決	9 6
○発議第1号の上程、採決	1 0 6
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	1 0 7
○常任委員会の閉会中の継続調査の件	1 0 7
○広報委員会の閉会中の継続調査の件	1 0 8
○閉 会	1 0 8

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	原	緑	君
2番	澤	西	省 司	君
3番	石	山	貴 美 夫	君
4番	杉	山	広 充	君
5番	坂	本	政 司	君
6番	野	口	直 次	君
7番	中	澤	莊 也	君
8番	太	田	侑 孝	君
9番	山	本	信 之	君
10番	中	田	隆 幸	君
11番	中	野	暉	君
12番	藺	田	靖 邦	君

不応招議員（なし）

## 令和2年第3回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和2年9月1日(火)午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第31号 川根本町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第32号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第33号 川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第34号 川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第35号 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第36号 川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第37号 川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第38号 令和2年度川根本町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第14 議案第39号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第40号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第41号 令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第42号 令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 認定第 1号 令和元年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 2号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 3号 令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 4号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ

- 日程第 2 2 認定第 5 号 令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 認定第 6 号 令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 7 号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖邦	君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木	敏夫	君	副町長	森	紀代志	君
教育長	大橋	慶士	君	総務課長	野崎	郁徳	君
企画課長	大村	妃佐良	君	情報政策課長	山田	貴之	君
税務住民課長	坂下	誠	君	くらし環境課長	梶山	正幸	君
健康福祉課長	鈴木	浩之	君	高齢者福祉課長	海老名	重徳	君
農林課長	北原	徳博	君	建設課長	大村	浩美	君
総合支所長兼 観光商工課長	中野	裕文	君	教育総務課長	森下	育昭	君
社会教育課長	平松	敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下	和英	君
代表監査委員	柳原	義六	君				

---

事務局職員出席者

議会事務局長 竹野 克彦

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（藺田靖邦君） ただいまから、令和2年第3回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（藺田靖邦君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（藺田靖邦君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は柳原義六代表監査委員に出席いただいております。後ほど、令和元年度一般会計並びに特別会計決算審査等について報告をしていただきたいと思います。



◎諸般の報告

○議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月26日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、同意2件、諮問1件、議案12件、認定7件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

監査委員から、お手元に配付のとおり例月出納検査結果報告書、指定管理者監査結果報告書、決算審査意見書、健全化判断比率に対する審査意見、基金の運用状況に関する審査意見について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。





◎行政報告

○議長（藺田靖邦君） 今期定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

今日は、今、議長から説明のあったとおり9月の定例会の初日でございます。全員の議員の皆さんに御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

この半年は、コロナの関係で大変議員の皆さんにも御心配をおかけいたしました。幸い、当町では大きな変化もなく過ごすことができました。これも町民の皆さんの温かい御協力のたまものと深く感謝申し上げたいというふうに思います。

今日は、それぞれの決算等もございますけれども、よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げたいというふうに思います。引き続きまして、よろしく願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藺田靖邦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、澤西省司君、3番、石山貴美夫君を指名します。



◎会期の決定

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月29日までの29日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月29日までの29日間に決定しました。



◎日程第3 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、同意第2号です。川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会は、地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を行う機関として設置をされ、3名の委員により構成をされております。

このうち藤田至氏が本年10月25日をもって任期満了を迎えることから、新たに澤本勝美氏を委員として選任をいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

澤本氏は、昭和29年6月23日生まれの66歳、39年間、町職員として勤務をされ、税務課資産税係長、税務課長を歴任し、固定資産税に関する事務に従事をされるなど、幅広い識見と固定資産評価等について豊富な知識と経験を有していることから委員として適任であるというふうに考えているところであります。

なお、任期は令和2年10月26日から令和5年10月25日までの3年間となります。

以上、よろしく御審議いただき、御同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



#### ◎日程第4 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（藺田靖邦君） 日程第4、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、同意第3号でございます。提案理由の説明をさせていただきます。

当町の教育委員は4名であり、このうち森下洋一氏が本年11月30日をもって、その任期が満了となりますが、引き続き同氏を教育委員として任命することに御同意願いたく、お諮りをするものであります。

森下氏は、昭和27年1月24日生まれの68歳で、平成29年12月1日から教育委員に就任をされ、現在1期目をお務めいただいております、その職務を誠実に務められ、引き続き当町の社会教育や学校教育の諸課題に真摯に取り組んでくださるものと期待をしております。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意

をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、同報第5条第1項の規定により、令和2年12月1日から令和6年11月30日までの4年間としたいものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



### ◎日程第5 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 諮問第3号です。人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明をさせていただきます。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱をされるものでありますが、候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

当町の人権擁護委員は4名であり、このうち森田雅文氏が本年12月31日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を推薦したくお諮りをするものであります。

森田雅文氏は、昭和25年1月4日生まれの70歳、平成27年1月1日から同委員に就任され、現在2期目をお務めいただいております。

なお、任期につきましては、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間となります。

よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



### ◎日程第6 議案第31号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、議案第31号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第31号です。川根本町税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、本年3月31日に公布をされ、10月1日以降に施行される部分について、地方税法と町税条例の整合性を図る必要性から所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、ひとり親家庭における性別による不公平を解消するため、控除等の見直しを講ずるための改正、及びたばこ税において、国のたばこ税と同様に加熱式たばこ紙巻たばこの課税方式の見直しとなっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第32号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する  
条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第7、議案第32号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第32号です。川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正は、令和元年5月31日に公布をされました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正において、「市町村長は、個人番号の通知を通知カードによらず行う」とされ、施行期日は政令により定められるとされておりましたが、本年5月7日公布の政令により、その施行期日が本年5月25日とされたことを受け、町の手数料徴収条例、別表中の通知カードの再交付に係る項目を削除するものであります。

また、今回の改正に併せ、手数料徴収条例、別表における種類の表記を精査し、表記の統一化を図るとともに、現行では「住民票、戸籍の附票の写し」として、一括で区分していた事項に関して、その表記を細分化し、対応区分するよう改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第 8 議案第 33 号 川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（藺田靖邦君） 日程第 8、議案第 33 号、川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第 33 号です。川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

この町費負担教員の任用等に関する条例につきましては、本年 3 月議会におきまして議決をいただき、4 月 1 日から施行させていただいておりますが、条例の中において町費負担教員の休暇等に関する部分が漏れていたことが確認をされたため、今回改正をいただき対応させていただきたいものであります。

なお、改正条例につきましては、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日に遡及し、適用するものとさせていただきます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第 9 議案第 34 号 川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

○議長（藺田靖邦君） 日程第 9、議案第 34 号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第 34 号です。川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、国の基準である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が内閣府令により改正されたことに伴い、町の基準である同条例において所定の整備を行うものであります。

主な改正内容は、子ども・子育て支援法の一部改正により、子どものための教育・保育給付と同様の規定が設けられたことに伴い、関連する用語の整理を行う改正と、食事提供に係る費用の額の取扱いにおける支払に関する規定の明確化、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業者との連携基準の緩和の変更がされたものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第35号 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第10、議案第35号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第35号です。川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

国の基準である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、町の基準である同条例において所定の整備を行うものであります。

主な改正内容は、保育所との連携に関する要件の明確化、食事等の搬入施設の拡大、利用乳幼児の利用開始の際に健康診断を必要とする規定、施設形態ごとの保育士とみなす職種の拡大、自園調理の特例期間の延長等でございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第36号 川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第11、議案第36号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第36号です。川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

国の基準であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、町の基準である同条例において所定の整備を行うものであります。

今回の改正は、放課後児童支援員の人材の確保を推進するため、同支援員の資格要件である研修の実施者を、現行の県知事に中核市の長を加え、資格取得の機会を拡大し、人材の確保に努めようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 議案第37号 川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する  
条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第12、議案第37号、川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第37号です。川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

本案は、上位法を基に運用に係る内容につきまして、条例制定されているものであります。が、今般、上位法の運用に係る例規引用について、静岡県くらし環境部環境局廃棄物リサイクル課より、関係法令の引用確認調査をするよう依頼があり、町条例について引用確認を行った結果、誤表記による引用が判明したため、正しい引用表記に改正する必要があることから、条例の一部改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第38号 令和2年度川根本町一般会計補正予算  
(第6号)

○議長（藺田靖邦君） 日程第13、議案第38号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第38号です。令和2年度川根本町一般会計補正予算（第6号）について概要の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億6,677万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ67億7,969万7,000円としたいものであります。

第2表の地方債の補正につきましては、林道千頭嶺線及び町道小長井前山線における災害復旧事業債の追加と、発行限度額の決定を受けた臨時財政対策債の増額となっております。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、及び令和2年7月豪雨に起因をいたしました災害復旧事業の追加補正に加え、当初予算と4月1日付人事異動による職員人件費の差異修正による予算の組替えが主な内容となっているところであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の補正総額は8,838万3,000円で、モニタ型体温測定器の整備や公共施設における手洗い場水栓改修などの感染症予防対策事業のほか、民間事業者が事業継続していくための支援、新たなライフスタイル提案の一環として、旅行クーポン発行やPR事業等を実施するための観光協会への補助事業、感染症予防対策を施した外出支援車両の更新導入経費や、コロナ感染禍での避難所運営に必要な資材購入経費等で、その財源として国庫補助金7,497万8,000円を計上しているところであります。

災害復旧事業の補正総額は1億5,157万4,000円で、補助事業の採択を見込んでいる林道千頭嶺線、町道小長井前山線の災害復旧事業のほか、他の林道3路線における崩土除去も含まれており、財源といたしましては、国庫補助金7,500万5,000円と災害復旧事業債3,630万円を計上をしております。

職員人件費の補正につきましては、当初予算と4月1日付人事異動による職員人件費の差異修正に人事異動に伴う組替えであります。

前回に引き続きまして、今回の補正も規模の大きなものとなっておりますが、主な事業の概要につきましては、以上でございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第39号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第14、議案第39号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。



○町長（鈴木敏夫君） 議案第39号です。令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要につきまして説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ302万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億657万2,000円としたいものです。

今回の補正は、その全額が、当初予算と4月1日付人事異動による職員人件費の差異修正に対応した予算の組替え補正であります。その全額を一般会計からの繰入金で賄うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第40号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第15、議案第40号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第40号です。令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,425万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,005万5,000円としたいものであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、国庫補助金を活用した情報端末や聴診器、血圧計等の整備に加え、前年度中に交付を受けた国県補助金の精算による返還金の確定、前年度の歳計剰余金を基金へ積み立てるための補正が主な内容となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第16 議案第41号 令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第16、議案第41号、令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第41号です。令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号)の概要でございます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ941万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,431万4,000円としたいものであります。

今回の補正は、令和2年7月豪雨により被災をいたしました中部簡易水道高郷導水管、本川根南部簡易水道寺野導水管の復旧修繕に加え、他の水道施設においても、施設修繕費の執行が増加していることを踏まえ、今後の不足を生じる可能性がある施設修繕費を追加計上するものであります。

なお、災害復旧経費につきましては、繰入基準に基づき全額を一般会計からの繰入れで賄うものとなっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(藺田靖邦君) 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第17 議案第42号 令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第17、議案第42号、令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第42号です。令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ66万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,096万8,000円としたいものであります。

今回の補正は、介護保険事業特別会計と同様、新型コロナウイルス感染症対策として、国庫補助金を活用した情報端末や聴診器、血圧計等の整備の追加であり、その全額が国庫補助となるため、一般会計からの繰入れはございません。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(藺田靖邦君) 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第18 認定第1号 令和元年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第19 認定第2号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- ◎日程第20 認定第3号 令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第21 認定第4号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第22 認定第5号 令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第23 認定第6号 令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第24 認定第7号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第18、認定第1号、令和元年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第24、認定第7号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者、藪下和英君。

○会計管理者（藪下和英君） それでは、認定第1号から認定第7号まで一括して御説明いたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度川根本町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

各会計決算の主な概要につきまして申し上げますが、決算額は1,000円単位とし、決算額の増減と伸び率の数値を前年度との比較で御説明させていただきます。

初めに、認定第1号、令和元年度川根本町一般会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。決算書一般の1ページ、2ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。

1款町税ですが、町税は、収入済額13億142万9,000円で、前年度対比マイナス3,070万1,000円、2.3%の減となっております。町民税は、個人及び法人町民税の納税義務者などの減による減収、固定資産税は、現年課税分及び滞納繰越分は増収となったものの、長島ダムなどの国有資産等市町村交付金及び納付金の対象資産の減価による減収となっております。不納欠損額は179万7,000円、収入未済額は2,133万円です。

次に、2款地方譲与税ですが、収入済額6,293万円で、前年度対比2,258万2,000円、56.0%の増となっております。自動車重量譲与税、森林環境譲与税の増によるものです。

6款地方消費税交付金は、収入済額1億3,048万2,000円で、前年度対比1,004万3,000円、7.1%の減となっております。

8款地方特例交付金は、収入済額1,349万円で、前年度対比1,213万2,000円で、大幅な増となっております。これは、主に子ども・子育て支援臨時交付金1,001万5,000円の増による

ものです。

9款地方交付税は、収入済額24億2,811万7,000円で、前年度対比マイナス3,120万3,000円、1.3%の減となっております。これは、普通交付税が合併算定替えの適用割合の段階的減少により、前年度比マイナス492万9,000円、0.2%の減となったことによるものです。特別交付税につきましては、前年度対比マイナス2,627万4,000円、8.6%の減となっております。

11款分担金及び負担金は、収入済額1,480万9,000円で、前年度対比マイナス928万7,000円、38.5%の減となっております。これは、主に幼児教育・保育の無償化に伴う保育所保育料の減によるものです。収入未済額は5万4,000円です。

12款使用料及び手数料は8,247万3,000円で、前年度対比226万1,000円、2.8%の増となっております。収入未済額は449万5,000円です。

13款国庫支出金は、収入済額1億9,719万8,000円で、前年度対比マイナス3,515万3,000円、15.1%の減となっております。これは、プレミアム付商品券事業国庫補助金や子どものための教育・保育給付費国庫交付金の増があったものの、主に、農業IoTシステム構築業務や地域におけるIoTの学びの推進事業地域実証事業が完了したことに伴う情報政策費国庫補助金及び国庫委託金の減によるものです。

14款県支出金は、収入済額3億5,905万円で、前年度対比マイナス8,664万円、19.4%の減となっております。これは、主に前年度におきまして、碾茶機械設置に係る産地パワーアップ事業が完了したことによる農業費補助金の減、林道施設災害復旧事業の完了に伴う農林水産施設災害復旧費補助金の減によるものであります。

15款財産収入は、収入済額2,751万2,000円で、前年度対比マイナス3,331万5,000円、54.8%の減となっております。これは、主に前年度におきまして、地域振興基金における国債の売却利益の収入があったことにより、平成元年度におきましては減となったものであります。

16款寄付金は、収入済額2,157万円で、前年度対比425万円、24.5%の増となっております。これは、ふるさと納税寄附金の増によるものであります。

17款繰入金は、収入済額1億5,311万7,000円で、前年度対比マイナス1億7,099万3,000円、52.8%の減となっております。これは、主に財政調整基金繰入金の減によるものです。

18款繰越金は、収入済額2億3,424万9,000円で、前年度対比1,567万8,000円、7.2%の増となっております。

19款諸収入は、収入済額1億6,470万円で、前年度対比マイナス333万2,000円、2.0%の減となっております。増額となりました主なものにつきましては、寸又峡線バス料金収入852万円、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金1,345万8,000円、B&G財団大規模修繕助成金1,100万円、また、減額となりました主なものにつきましては、川根地区広域施設組合歳計剰余金2,387万7,000円です。収入未済額は196万3,000円です。

20款町債は、収入済額3億8,444万3,000円で、前年度対比マイナス1億6,235万1,000円、

29.7%の減となっております。これは、合併特例債、過疎対策事業債などの減によるものです。

歳入総額は55億9,210万1,000円で、前年度対比マイナス5億2,255万3,000円、8.5%の減、不納欠損額は179万7,000円、収入未済額は2,784万3,000円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書一般の3ページ、4ページを御覧ください。

歳出の主なものを申し上げます。

1款議会費は、支出済額7,079万5,000円で、前年度対比マイナス55万6,000円、0.8%の減となっております。

2款総務費は、支出済額9億479万9,000円で、前年度対比98万円、0.1%の増となっております。これは、主に選挙費の増によるものです。

3款民生費は、支出済額11億2,420万5,000円で、前年度対比マイナス4,324万7,000円、3.7%の減となっております。これは、児童福祉費の減によるものです。

4款衛生費は、支出済額5億211万4,000円で、前年度対比マイナス5,479万1,000円、9.8%の減となっております。これは、主に前年度におきまして、ごみ収集運搬車両の更新が一部完了したこと、また、組合解散対策費の支出が減となったことに伴う清掃費の減によるものです。

6款農林水産業費は、支出済額4億922万3,000円、前年度対比マイナス7,354万2,000円、15.2%の減で、うち農業費は、主に前年度における産地パワーアップ事業が完了したことにより22.8%の減、林業費につきましては、主に前年度における林道橋梁点検等業務委託事業が完了したことにより8.5%の減となっております。

7款商工費は、支出済額3億1,921万2,000円で、前年度対比マイナス5,810万9,000円、15.4%の減となっております。これは、主に前年度におきまして寸又峡上トイレ・イベント広場整備工事、寸又峡遊歩道落石防止工設置工事の一部などの観光施設整備事業が完了したことによる観光費の減によるものであります。

8款土木費は、支出済額3億3,118万円で、前年度対比429万3,000円、1.3%の増となっております。これは、主に繰越明許事業の準用河川島沢川排水ポンプ設備改修工事などの河川改修事業の増に伴う河川費の増によるものであります。

9款消防費は、支出済額2億6,983万9,000円で、前年度対比マイナス6,593万6,000円、19.6%の減となっております。これは、主に前年度におきまして常備消防救急車両の更新を行ったこと、及び、地区耐震性貯水槽設置工事等が一部完了したことにより減となっております。

10款教育費は、支出済額7億6,361万9,000円で、前年度対比マイナス8,419万2,000円、9.9%の減となっております。これは、主に前年度におきまして伝統文化伝承館建設が完了したことによる社会教育費の減によるものであります。

11款災害復旧費は、支出済額5,544万6,000円で、前年度対比マイナス5,998万3,000円、52.0%の減となっております。これは、主に農林水産施設災害復旧費の減によるものです。

12款公債費は、支出済額6億3,832万2,000円で、前年度対比マイナス5,472万3,000円、7.9%の減となっております。

歳出総額は53億9,059万2,000円で、前年度対比マイナス4億8,981万2,000円、8.3%の減、翌年度繰越額は、繰越明許費が9億6,828万6,000円、不用額は3億5,662万7,000円です。

歳入歳出差引額は2億150万9,000円でございます。

次に、特別会計の決算の概要について御説明いたします。

最初に、認定第2号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。決算書国保の1ページを御覧ください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款国民健康保険税は、収入済額1億2,663万円で、前年度対比マイナス1,115万6,000円、8.1%の減となっております。不納欠損額は103万9,000円、収入未済額は674万9,000円です。

3款県支出金は、収入済額6億525万6,000円、保険給付費等交付金です。

5款繰入金は、収入済額7,348万5,000円で、前年度対比168万3,000円、2.8%の増となっております。一般会計及び基金からの繰入金です。

6款繰越金は、収入済額2,835万9,000円で、前年度対比マイナス3,506万2,000円、55.3%の減となっております。

8款国庫支出金は、収入済額353万8,000円です。社会保障・税番号制度システム整備費補助金及び国民健康保険制度関係業務事業費補助金です。

歳入総額は8億4,188万3,000円で、前年度対比687万8,000円、0.8%の増、不納欠損額は103万9,000円、収入未済額は674万9,000円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書国保2ページを御覧ください。

歳出の主なものを申し上げます。

2款保険給付費は、支出済額5億8,240万5,000円で、前年度対比4,610万6,000円、7.9%の増となっております。

3款国民健康保険事業費納付金は、支出済額1億9,604万7,000円で、前年度対比マイナス542万3,000円、2.7%の減となっております。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金です。

5款保険事業費は、支出済額871万円で、前年度対比マイナス120万2,000円、12.1%の減となっております。特定健康診査等事業費及び保健事業費です。

歳出総額は8億2,034万8,000円で、前年度対比1,370万2,000円、1.7%の増、不用額は2,412万5,000円です。

歳入歳出差引額は2,153万5,000円でございます。

次に、認定第3号、令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。決算書後期高齢者医療1ページを御覧ください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額9,308万5,000円で、前年度対比514万7,000円、5.9%の増となっております。収入未済額は75万1,000円です。

3款繰入金は、収入済額3,175万5,000円で、前年度対比マイナス336万3,000円、9.6%の減となっております。一般会計からの繰入金です。

歳入総額は1億2,537万8,000円で、前年度対比197万9,000円、1.6%の増となっております。収入未済額75万1,000円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書後期高齢者医療2ページを御覧ください。

歳出の主なものについて申し上げます。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額1億2,495万3,000円で、前年度対比207万3,000円、1.7%の増となっております。

歳出総額は1億2,516万7,000円で、前年度対比208万2,000円、1.7%の増、不用額は21万3,000円です。

歳入歳出差引額は21万1,000円でございます。

次に、認定第4号、令和元年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。決算書介護1ページを御覧ください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款保険料は、収入済額2億1,229万2,000円で、前年度対比マイナス930万6,000円、4.2%の減となっております。収入未済額は179万1,000円です。

3款国庫支出金は、収入済額3億3,872万円で、前年度対比429万7,000円、1.3%の増となっております。

4款支払基金交付金は、収入済額3億2,485万9,000円で、前年度対比1,656万7,000円、5.4%の増となっております。

5款県支出金は、収入済額1億8,156万3,000円で、前年度対比437万7,000円、2.5%の増となっております。

7款繰入金は、収入済額1億9,621万2,000円で、前年度対比1,288万円、7.0%の増となっております。一般会計からの繰入金です。

歳入総額は12億7,998万8,000円で、前年度対比1,224万6,000円、1.0%の増、収入未済額は179万1,000円です。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書介護の2ページを御覧ください。

歳出の主なものを申し上げます。

2 款保険給付費は、支出済額11億5,888万1,000円で、前年度対比3,474万3,000円、3.1%の増となっております。

4 款基金積立金は、支出済額1,900万2,000円で、前年度対比マイナス400万円、17.4%の減となっております。

5 款地域支援事業費は、支出済額4,196万8,000円で、前年度対比39万6,000円、1.0%の増となっております。

7 款諸支出金は、収入済額1,101万6,000円で、前年度対比マイナス572万円、34.2%の減となっております。これは、平成30年度介護給付費及び地域支援事業費にかかる実績に基づく国県支出金等返還金の減によるものです。

歳出総額は12億6,634万5,000円で、前年度対比2,478万9,000円、2.0%の増、不用額は5,199万3,000円です。

歳入歳出差引額は1,364万3,000円でございます。

次に、認定第5号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入から御説明いたします。決算書簡水1ページを御覧ください。

歳入の主なものについて申し上げます。

2 款使用料及び手数料は、収入済額1億301万9,000円で、前年度対比マイナス182万4,000円、1.7%の減となっております。収入未済額は997万1,000円です。

4 款繰入金は、収入済額5,331万6,000円で、前年度対比マイナス783万9,000円、12.8%の減となっております。一般会計からの繰入金です。

7 款町債は、収入済額1億4,860万円で、前年度対比1億1,260万円の大幅な増となっております。簡易水道建設費に係る過疎対策事業債及び簡易水道事業債の増によるものです。

歳入総額は3億1,037万9,000円で、前年度対比1億20万6,000円、47.7%の増、収入未済額は997万1,000円です。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書簡水2ページを御覧ください。

歳出の主なものを申し上げます。

2 款水道事業費は、支出済額2億828万8,000円で、前年度対比1億525万3,000円、102.2%の大幅な増となっております。これは、水道建設費の増によるものです。

4 款公債費は、支出済額6,901万8,000円、前年度対比マイナス461万8,000円、6.3%の減となっております。

歳出総額は3億110万9,000円で、前年度対比9,555万4,000円、46.5%の増、不用額は1,723万3,000円です。

歳入歳出差引額は927万円でございます。

次に、認定第6号、令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入から御説明いたします。決算書訪問看護1ページを御覧ください。

歳入の主なものについて申し上げます。



1 款サービス収入は、収入済額964万5,000円です。前年度対比153万円、18.9%の増となっております。介護給付費収入、予防給付費収入、医療給付費収入、利用者負担金収入でございます。

2 款繰入金は、収入済額820万円で、前年度対比355万7,000円、76.6%の増となっております。一般会計からの繰入金です。

歳入総額は1,813万円で、前年度対比358万8,000円、24.7%の増です。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書訪問看護 2 ページを御覧ください。歳出の主なものを申し上げます。

1 款サービス事業費は、支出済額1,794万1,000円で、前年度対比352万6,000円、24.5%の増となっております。

歳出総額は1,794万1,000円で、前年度対比352万6,000円、24.5%の増、不用額は71万6,000円です。

歳入歳出差引額は18万9,000円でございます。

次に、認定第 7 号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。決算書診療所 1 ページを御覧ください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款診療収入は、収入済額6,019万8,000円で、前年度対比2,436万4,000円、68.0%の大幅な増となっております。

3 款繰入金は、収入済額130万円で、前年度対比マイナス1,300万円、90.9%の大幅な減となっております。一般会計からの繰入金です。

歳入総額は6,216万2,000円で、前年度対比1,172万2,000円、23.2%の増となっております。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書診療所 2 ページを御覧ください。

1 款総務費は、支出済額4,745万4,000円で、前年度対比996万6,000円、26.6%の増となっております。

2 款医業費は、支出済額1,462万8,000円で、前年度対比180万2,000円、14.0%の増となっております。

歳出総額は6,208万2,000円で、前年度対比1,176万7,000円、23.4%の増、不用額は275万4,000円です。

歳入歳出差引額は 8 万円でございます。

以上、認定第 1 号から認定第 7 号まで決算の概要につきまして御説明いたしました。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、10時20分まで暫時休憩といたします。

再開は10時20分からよろしくお願いいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時20分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

次に、令和元年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告いただきたいと思います。代表監査委員、柳原義六君。

○代表監査委員（柳原義六君） それでは、令和元年度一般会計及び特別会計の決算審査を7月21日、22、28、29、31の5日間、関係課長及び担当者の出席を求めて、中田議員さんと慎重に行いました。

お手元の決算審査意見書80ページを御覧いただきたいと思います。

総括。

歳入。

令和元年度の町税は13億100万円で、前年比3,100万円減少いたしました。また、主たる財源である地方交付税も24億2,800万円で、同額の前年比3,100万円減少し、歳入の66.7%を占め、今後も減少が予測されます。

基金の取崩しは1億5,300万円、前年比1億7,100万円の減でありました。基金残高は年々減少しており、今後もこの傾向は予測されます。より一層厳しい財政運営となると思われます。

町税の収納率は98.3%で、使用料等も高い収納率であります。

令和元年度の収入未済額は、一般会計2,784万3,000円、特別会計実質、これは表面的じゃなくて過納分もありますので、内容を精査すると実質1,942万8,000円、全体では4,727万1,000円で、前年比527万7,000円減少しました。大きく減少したのは税務室を中心とした担当者の努力を評価したいと思います。よくやってくれております。

不納欠損処理額は283万7,000円であり、前年比119万6,000円減少しました。

滞納者の中には、長期滞納、高額化、低所得、転出、死亡、相続放棄等あり、担当者は非常に御苦労されております。徴収は大変な業務であります。今後も回収に努力していただきたいと思います。

時効があるので滞納者との面談を積極的に行い、分納誓約や一部入金等による債務承認で時効を常に意識し、努力されたいと思います。

特に、私債権の長期滞納者の中には25年以上経過した債権もあります。また、催告者の発送もされないままの状態もあり、公債権は時効の成立で債権は消滅しますが、私債権は滞納者からの時効の援用の申立てがなければ債権は消滅をしません。長期にわたり債権管理が必要となるので、より一層対応を強化していただきたいと思います。

町債は3億8,400万円で、前年より1億6,200万円減少いたしました。公債費の償還が多いので、公債の借入残高は2億3,000万円減少しております。

歳出でございます。

事業実施に当たっては、未執行もなく各事業の完遂と経費節減を評価いたします。特に、かわねフォンの維持管理費・施設管理費等で経費の削減化の取組が見られました。大変いい傾向だと思っております。

全体的に見ると、事業の必要性や契約金額、委託料、指定管理料の積算根拠、妥当性が明確ではありません。経費の圧縮に御努力をお願いしたいと思います。

今年度、翌年度繰越明許額が約9億7,000万円で多額でありましたが、これは産地パワーアップ事業8億8,400万円が含まれております。それを考慮すれば前年より減少しております。年度内に完了されるよう御努力をお願いしたいと思います。

一般会計で款別に前年度対比で見ると全体的に大きく減少し、トータルでは4億9,000万円歳出減となっております。

今後ますます増大する行政需要、終息が見えない新型コロナウイルス対応や多様化する町民のニーズに対応するため、職員全員が常に住民目線で各課連携を密にして行政推進を図っていただきたいと思っております。

なお、事業実施に当たり、これからも国県補助金及び町債等、有利な特定財源の確保に御努力し、歳入の安定を図られたいと思っております。

総合的な意見といたしまして、①令和元年度は主たる自主財源である町税、主たる依存財源である地方交付税で、前年度比約6,200万円減少、今後も歳入の減少が予測されます。一方、経常的経費は41億2,300万円で、前年比1億4,000万円減少しました。今後も経費の圧縮に努めていただきと思っております。

実質単年度収支は、赤字の7,000万円でありました。前年よりも1億7,000万円減少しましたが、平成27年度から5年連続で赤字になっております。赤字幅は年々減少しておりますが、急激な改善は厳しいと思われまますので、各事業精査・見直しを行い、黒字化に御努力願いたいと思っております。

2つ目が、今年度も不納欠損処理が一般会計で179万7,000円、国保会計103万9,000円の合計283万7,000円、前年比119万6,000円減少いたしました。滞納額の回収は図られており、担当者の御努力は評価いたしますが、今後も不納欠損処理が発生しないよう、早期回収に御努力をお願いしたいと思います。

また、1年間、面談、督促なしの案件も見られる。これでは回収は図られません。特に私債権は時効の援用が主張されない限り債権は消滅しないので、いつまでも不良債権は残るので債権管理を徹底していただきたいと思っております。

3番目に、今年度の町債の発行は3億8,400万円で、前年比1億6,200万円減少しました。公債費支出は6億3,800万円、うち利子が2,400万円でございます。前年より5,500万円減少

しました。残高は53億2,000万円で、前年比2億3,000万円減少しております。

今後、町債発行及び債務負担行為による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況と将来の動向を見極めながら、有効かつ適切な運用を期していただきたいと思います。

基金については、財政調整基金等で1億5,300万円取り崩し、基金残高は28億9,100万円で、これは土地開発基金、特別会計分は含んでおりませんが、減少しました。基金の減少は今後の財政を圧迫するので、留意をしていただきたいと思います。

4番目に、今後、行政執行に当たっては、町民ニーズに沿った事業展開や取組が弱い公的施設、遊休資産の見直し・活用・処分、事務の改善合理化、効率化を積極的に進めると同時に、経常経費の節減に努めていただきたいと思います。また、職員の費用対効果を常に意識した行動や事業費の積算根拠、妥当性を確認し、各事業実施後の精査・確認を徹底していただきたいと思います。

5番目に、不適切な事務処理が見られました。原因は担当者任せで、チェック機能が働いていないので発生をいたしました。今後は厳格な事務処理と確認の徹底を図っていただきたいと思います。

6番目に、財政健全化については、実質赤字比率、それから、連結実質赤字比率、将来負担比率は発生してはおりません。実質公債比率は3.2%で、前年比1.1ポイント改善がされております。

この比率は、過去3年間の平均値であり、令和元年度単年度では1.3%と低下し、大きく改善をされております。

特に注視するのは、将来負担比率である。比率は発生していませんが、将来負担額は70億1,100万円、前年比1億7,600万円減、充当可能財源は76億1,600万円で、前年比1億7,300万円減少して、将来負担額、充当可能財源ともに減少し、充当可能財源が6億500万円上回っており、現在は問題ないと思われま。

今後、歳入減や人口減少、少子高齢化も進み、歳出では義務的経費、物件費等は今後も増加することが予想されます。

常に経費がかかる人件費コストを意識し、若干の改善は見られますが、各事業経費の圧縮、行政事務処理の効率化、各施設の在り方等、さらなる行財政改革を含め、身の丈に合った財政運営を求めるところであります。

令和元年度の一般会計に限っては、過去10年間で最少の予算執行でありましたが、縮小傾向の財政状況やコロナ禍による経済の低迷等、厳しい情勢下にあることを申し添えて、監査報告とさせていただきます。

詳細につきましては、お手元の決算意見書を御覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 御苦勞さまでした。

これから質疑を行います。質疑は認定第1号から認定第7号まで、総括的な内容で行いま

す。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) これで質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。

---

◇

## ◎散 会

○議長(藺田靖邦君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は9月14日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

議員はこの場で引き続き決算特別委員会を開催し、正副委員長を選出を行ってください。

委員会終了後に、全員協議会を開会しますので、関係者は大会議室でお待ちください。

時間は追って連絡します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時38分

## 令和2年第3回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和2年9月14日(月)午前9時開議

#### 諸般の報告

- 日程第1 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第2 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第3 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第4 議案第31号 川根本町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第32号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第33号 川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第34号 川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第35号 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第36号 川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第37号 川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第38号 令和2年度川根本町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第12 議案第39号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第40号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第41号 令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第42号 令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖邦	君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫	君	副町長	森紀代志	君
教育長	大橋慶士	君	総務課長	野崎郁徳	君
企画課長	大村妃佐良	君	情報政策課長	山田貴之	君
税務住民課長	坂下誠	君	くらし環境課長	梶山正幸	君
健康福祉課長	鈴木浩之	君	高齢者福祉課長	海老名重徳	君
農林課長	北原徳博	君	建設課長	大村浩美	君
総合支所長兼 観光商工課長	中野裕文	君	教育総務課長	森下育昭	君
社会教育課長	平松敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下和英	君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 竹野克彦

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は9月1日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

- 議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

9月1日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受けた後、決算特別委員会が開催され、総務課から令和元年度一般会計及び特別会計決算に対する総括説明を受けました。9月2日、3日、7日には、各課の決算審査が行われました。

明日も決算特別委員会が予定されておりますので、委員の皆様には、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

また、9月1日の決算特別委員会終了後には、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきました。誠にありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎日程第1 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議長（藺田靖邦君） 日程第1、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。



本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。



◎日程第2 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長(藺田靖邦君) 日程第2、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第3号、教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。



◎日程第3 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(藺田靖邦君) 日程第3、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第4 議案第31号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第4、議案第31号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第31号、川根本町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第32号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する  
条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、議案第32号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第33号 川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、議案第33号、川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号、川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第33号、川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第34号 川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第7、議案第34号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第34号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第35号 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正す  
る条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第8、議案第35号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第35号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第36号 川根本町放課後児童健全育成事業の設備及  
び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第9、議案第36号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第36号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第37号 川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する  
条例の一部を改正する条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第10、議案第37号、川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号、川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第37号、川根本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第38号 令和2年度川根本町一般会計補正予算  
(第6号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第11、議案第38号、令和2年度川根本町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号、令和2年度川根本町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第38号、令和2年度川根本町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第39号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第12、議案第39号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第39号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第40号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第13、議案第40号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。



この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第40号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第41号 令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第14、議案第41号、令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号、令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第41号、令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第42号 令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)

○議長（藺田靖邦君） 日程第15、議案第42号、令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号、令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第42号、令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、9月29日午前9時に開会し、一般質問、認定第1号から認定第7号に対する決算特別委員会委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時21分

## 令和2年第3回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和2年9月29日(火)午前9時開議

#### 諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 認定第 1号 令和元年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 発議第 1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第12 広報委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖邦	君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫	君	副町長	森紀代志	君
教育長	大橋慶士	君	総務課長	野崎郁徳	君
企画課長	大村妃佐良	君	情報政策課長	山田貴之	君
税務住民課長	坂下誠	君	くらし環境課長	梶山正幸	君
健康福祉課長	鈴木浩之	君	高齢者福祉課長	海老名重徳	君
農林課長	北原徳博	君	建設課長	大村浩美	君
総合支所長兼 観光商工課長	中野裕文	君	教育総務課長	森下育昭	君
社会教育課長	平松敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下和英	君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 竹野克彦

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

- 議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は9月14日と同様ですので、御了承願います。

---

◎諸般の報告

- 議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。  
9月14日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議いただきました。  
議会広報委員会の皆様には、「議会だより速報版」の作成を行っていただきました。  
15日には決算特別委員会を開催し、現地調査、委員会の採決を行っていただきました。誠にありがとうございました。  
以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第1 一般質問

- 議長（藺田靖邦君） 日程第1、一般質問を行います。  
通告制により通告された質問者は、石山貴美夫君、中澤莊也君、野口直次君、杉山広充君であります。順番に発言を許します。  
再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。  
なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。  
3番、石山貴美夫君、発言を許します。石山貴美夫君。  
○3番（石山貴美夫君） 3番、石山貴美夫です。  
通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、町長を先頭に川根本町職員の皆様方には、それぞれの分野で日々真剣に御努力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

私は、常に川根本町がさらにもっと安心して年を重ねていけるような、優しい町になっていただけますよという思いで活動をさせていただいております。本日、そうした中で感じさせていただいた質問をさせていただきます。質問に関連した資料も配付いただきましたので、併せて御覧くださいようお願いいたします。

私は、1年前、この9月議会において、リニア中央新幹線工事に関連して質問をさせていただきました。町長のお考え、深い思いにつきましてもお話をいただきました。

リニア新幹線は予定ではあと7年、2027年に開業となっております。JR東海としても、いよいよ後がなくなっております。一本化で対応いただいている県とも議論が伯仲する中で国が加わり、国・県の専門家会議も議論が激しくなってきました。オール静岡体制で県知事を先頭をお願いしている状況であると思いますが、この1年間でどのように変化してきたのか。川根本町が大きな論争の中で埋没してしまっただけでは、禍根を残すこととなります。

まず初めに、町長は今どのような状況、段階だと見ておられるのか、状況はどのように変わってきたのか、JR・国・県、そして我が町の対応など、最新の状況と見通しをお伺いしたいと思います。

次に、町長は静岡新聞の「政治しずおか」の欄に寄稿されまして、最も重要なのは自然環境だとして、リニア新幹線工事での大井川の流量のみ議論されるが、その質が大切だと訴えられました。現状の上流ダムからの濁り水に加え、工事で出る大量の残土処理に懸念を持っていると続けられております。私も全く同感であります。

折しも9月8日の静岡新聞には、岐阜県御嵩町がリニアの残土の恒久処分場の設置を拒否したことが報道されました。県知事も、大井川の流量を戻してもその水質が変われば生態系も変わり、エコパーク指定も危ういと言われております。

町長もまた、大井川の水源地である山の管理の重要性を訴えていますが、リニア新幹線工事が開始された場合、大井川の美しい環境を壊さないためにどのような要求・提案をしていくべきとお考えか、お伺いをいたします。

次に、7月12日中日新聞の特集記事で、県知事の対談が出ていました。県知事は、着地点はある、リニアと環境の両立可能な腹案はあり、含みのある言い方で言われています。また、今年元旦の同新聞で編集長との対談で、県知事は、全国新幹線整備法の第1条にリニアは地域の振興に資することを目的とするあり、どんな地域貢献策があるのかとのやり取りで、静岡空港駅や道路整備など地域振興策の話が出たとも語っています。

昨年9月議会で、私の質問に町長は、接岨から静岡に抜ける道路、閑蔵線の改良について前の静岡市長との話も交えて言及されました。閑蔵線は工事用の車両や実際にリニアが開通した場合、緊急避難路にもなり、井川から抜ける県道三ツ峰―落合線のみというのでは災害の危険リスクからも不安であります。

何のメリットも示されない我が町であります。当初からJR側から提言され、JRも閑蔵線ルートの実用性ははっきりと認めておられました。当然、大井川の水量、水質、環境保全に併せて同時に地域振興策としての提言をしていってもいいのではないかと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

4つ目としまして、我が町は、「水と森の番人」とうたっております。約6,500人の町民で必死で観光やお茶など血の汗を流し、経済を維持しております。しかし、暮らしが成り立たなくては山を守り、水を守ることはできません。山や沢や川を守らなければ、ひいては海も守れず、大きくは島国日本を守れないこととなります。山村で踏ん張る我が町を守ることが、大井川の環境を守ることに繋がります。南アルプスと大井川の環境が大きく議論されている今こそ、訴える大きなチャンスであると思います。世界人類の遺産と言えるユネスコエコパーク、原生自然環境保全地域である大井川上流の環境を守り、水と森をしっかりと守っていくためにも川根本町の経済が成り立つ地域振興策がなければ里の暮らしが成り立たず、山が荒れ、川が荒れ、海が荒れていきます。そうした意味から、我が町は町の経済の維持・発展への道筋を求めていかななくてはなりません。

さきに町長は、県知事の提言の南アルプスエメラルドネックレス構想について言及されました。現在、我が町は国道362号線も拡幅が進まず、閑蔵線も狭くどん詰まりがあり、観光や周遊コースもつくれない最大の難点があります。県の東部にも西部にも、北に抜ける立派な道路が整備されました。県の中部地区は全くのどん詰まり、袋小路であります。北に抜けることができません。観光、経済の大きなマイナスであります。

戦国時代に甲斐の山梨武田軍は大井川を下り、小長井城を改修してこの地を支配しました。そうした古い歴史があり、古くから川根本町は北の山梨、西の岐阜との交流がありました。川根本町の接岨から井川に抜け、井川から富士、甲府に抜ける古い道は、北との文化交流の道であったと言われます。

知事の御発言の経過には、リニアの甲府までの先行開通案も言及されています。静岡県にはリニアの駅はありませんが、リニア甲府駅につながる北のルートができれば県の中部に風穴が空きます。この経済効果は計り知れません。さらに、南アルプスを取り巻くネックレスのように井川に抜け、その先、山梨県そして長野県に抜ける周遊コースも可能になります。川根本町のみならず、静岡県中部地区が大きく変わります。

この構想を地域振興策の要として、県と共に町民挙げて実現できるよう中部地区を挙げて運動できないものか、町長先頭になっていただき攻勢に出ただけいけないものか、お考えをお伺いします。

次に、2つ目の件のお伺いをいたします

今年3月の議会で医療について質問をさせていただきましたときは、本川根診療所の長期休診があり、12月に再開されるまで北部地域唯一のいやしの里診療所に大きく頼っていた状況でありました。

本年当初、危機感を持った議会は第1常任委員会のテーマを医療に絞り、町唯一の公営の診療所いやしの里に伺い、現場の清水医師、鳥沢看護師より現状、問題点などの詳しい状況説明を伺い、また担当課より町の医療全般の説明をいただきました。

10年前、町の医療体制の危機から県立総合病院にお願いをしてきた過去の経緯を伺うと、先生の山間地医療体制のお考えに行き着きます。先生には当初から持論があり、それを具現化するため、町の真剣な要望に応じてきていただいたとお聞きしました。町の医療について、赴任前からも赴任されてからも一貫した構想で進めていただけてきております。町も、このお考えを理解の上で来ていただけていると理解します。

平成23年、医師は当時の川根本町の抱える基本的データを分析され、提言されており、町の現在、将来に向けた医療環境の問題は日本の5年、10年先を行く超高齢化社会の問題だと見て、低コストで高レベルな医療体制、遠隔診療や訪問看護の提言をされています。

それから7年、提言のとおり、町は今まさに日本の5年先を行く状況に突入しました。人口問題研究所の推計によりますと、2020年町民数6,350人があと5年で800人が、10年後には1,500人が減少します。50%を超えると限界集落だと言われ、集落の維持や共同生活が困難になると言われますが、高齢化率は5年後には52%となり、10年後の町民は約4,850人と予想されています。高齢化真ただ中の中で、1年で150人の人口が減少していきます。

これは一つの推計であります。この傾向を基に我が町の医療環境に今後どのような問題が生じてくるのか予想をし、あらゆる課題をしっかりと見極めて対処していく必要があると思います。現状は町内の診療所に全面的に頼り、維持していただけておりますが、今までもあったように町の予想していない事態も当然起こり得るわけで、新型コロナウイルスの脅威や診療所の長期休診といったようなこともあり、その都度、町内の診療所の先生にも町民患者にも御対応に苦勞されていただけております。

町は将来を見据えた中で県立総合病院にお願いをし、公営診療所に来ていただいたとお聞きしますが、就任当初から提言されている、少ない財源でより高い品質の医療をという町の将来に向けた医療・看護・介護に対する清水医師の提言をどう受け止め、どう実現されようとしてきているのか、お伺いをいたします。

次に、第1常任委員会の医療現場の調査の折、担当課より町の総合計画の説明があり、地域医療体制の充実の中で在宅医療充実を目指した医療機関相互の連携強化を図るとの計画説明をいただきました。さきの民間の医院での調査の折、医療機関同士の連携や情報交換を望んでいるが、町合併後、全くその機会がない旨、訴えがありました。

総合計画の在宅医療を目指した医療機関相互の連携強化というのは具体的にどのような計画を指しているのか、現状の町の医療体制でそれがどこまでできているのか、医師は警告を鳴らしておられましたが、計画の進展状況と今後の見通しはどうかお伺いをいたします。

次に、今までもお願いをしておりますが、医師・看護師・介護士など専門職人材は町で養成していくという考えを持たないと、本当に困難な時代になってまいりました。人材確保の



ため、どこより手厚い奨学金を出して誘導、養成することが必要であります。医療福祉の充実のためにも無駄にならない支出であります。

人材確保を目的で看護師や介護の資格者の移住をという提案や、川根高校に専門科の分校をという提言もさせていただきましたが、今回は驚くほど手厚い町独自の医師・看護師などの専門職養成の奨学金の制度や資格取得の奨学金などを検討していただけないか、お伺いをいたします。

3月議会で町の理想的な医療体制の質問の中で、公設公営、公設民営、民営を組み合わせた環境が適正な医療環境であるとお答えをいただきました。今現在、町としてはその形が整っていると思いますが、そうした今だからこそ、町の将来に対する課題として医療の情報の共有をし、問題点の検討、分析をし、将来への備えをしていくチャンスではないかと思えます。町には新たな先生も開院いただいております、民営の先生のお話からも、町と町の公営の診療所が中心・核となってそうしたことを進めていただく役割があるのではないかと要望がありました。

公設公営の診療所は、民営の診療所の休診時の補完施設ではありません。公営の機能への期待感を考えますと、公共のテーマに基づく課題への対応は、おのずと公的な施設に望まれます。それに応えて地域医療の核と位置づけ、認識をしていくことで体制が明確となり、医療に一層貢献が期待できると思えます。そうした流れをつくれば、町内の医師、医療関係者から望まれる研修、研究、情報交換の場がつくられ可能になると思えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

公営のいやしの里診療所の期待される役割に関してですが、委員会調査時に提起された電子カルテの件ですが、再度申し上げます。

町の全てのパソコンは5年リースで新しく更新されています。医療用ですからコストは違いますが、更新時期を過ぎて9年使用しているというのはありません。一般のパソコンでも、最新のものは機能もスピードも全く別のものになります。町民の命に関わる医療情報を全て管理する、毎日使うインフラ的機器であります。3月議会でもお願いをしました。議会委員会調査でも、8人の議員が直接現場で先生から、要請しているのにとの強い訴えをじかに聞きしている件であります。さらに、いやしの里診療所運営委員会においても同様の要請があったということで、状況は十二分に承知いただいているはずですので、この件はお聞きませんが、町が本当に困ったときにお力をいただいているということは、絶対に忘れてはなりません。

さて、コロナ新型ウイルスなど新たな脅威の迫る中、医療機関は町の重要なインフラであります。いやしの里診療所は、患者エリアも専門医師の連携も取っていただいたことによりまして、小長井地区以外から非常に多くの町民が通院しております。昨年実績では約9,300人の町民が通院し、今も様々な状態の方々がお世話になっております。公立公営であり、町の医療を象徴する施設であり、ほかからはそう見られている施設です。しかし、待合室も密

となり、また出入り口も狭く、車椅子にはスタッフの介助なくしては出入りできないなど、ほかの公共施設や今度改良されたBGの玄関、ほかの診療所と比較しても問題点も多く、その点もお願いしました。

北部地区の二つの診療所を見比べても、この施設の改善は早急に対応が必要であります。駐車場も含めてどうされるおつもりなのか、再度お伺いをしたいと思います。患者さんからは、思い切って建替えをとという要望も語られるようになっております。お考えをお伺いいたします。

以上、壇上から九つの質問をお願いしました。質問席に移動いたします。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの石山貴美夫君の質問に対し町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、石山議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

リニア中央新幹線建設工事関連に関する質問でございました。

中央新幹線建設事業に係るJR・国・県、町の対応等、最新の状況と見通しについての御質問であります。JRにつきましても9月10日、静岡新聞の朝刊の記事に「国交省会議進展に期待」という表題で記事が載っておりました。内容は、JR東海の金子社長が9日の定例記者会見で、これまで5回開かれたリニア中央新幹線工事に伴う大井川の水問題を話し合う国土交通省の専門家会議について、議論が深まっている。今後の進展に期待したい。水環境や地下水などの権威が集まった会議で、質問や要請、指示を受けながら答えている。この議論の様子が伝わることで、まずは流域の皆さんの理解が進むポイントになるのではないかとこの見解を示して、その上で、会議での議論が収れんすれば、理解の差やギャップが埋められていくと思うと強調をされておりました。国の専門家会議の結論を待っているような状況であるのではないかと考えられます。

国におきましては、国土交通省の第5回の有識者会議が8月25日に開催され、トンネル工事が大井川の中下流域の水資源に影響を与えるかについて、JR東海が提示をしました分析結果に対し、委員からは助言や指摘が相次ぎ、さらに詳細な検証を重ね、水資源の影響を検討するようJR東海へ求めており、次回以降の会合で引き続き協議していく予定であるというふうに認識をしているところであります。

県におきましても、国の有識者会議が開催されたことによりまして、これまでのJR東海と県の専門部会において対話をしてきました水問題について、時間を費やしてきた経緯と理由が多くの方々に理解いただけてきていると感じているのではないかとこのように推測をしているところであります。

しかしながら、これまでの県の専門部会等での会議開催を踏まえ、国の有識者会議の設置における県と国交省との合意5項目、「会議の全面公開」、「県専門部会で指摘した47項目全ての議論」、「国交省がJR東海を指導する」、「委員は中立公正」、「座長は中立公

正」。特に「会議の全面公開」の点から、第5回有識者会議後に発表されました、工事における大井川中下流域の地下水の影響はおおむね問題ないだろうとした座長コメントについて、会議の内容を代表しているかのような印象を与え、内容は正確性に欠けるというコメント作成の協議を公開するよう要請文を国交省へ28日に送付するとともに、座長コメントが複数の委員の見解として非公開の協議で作成されたことも問題視し、地域住民に不信感を与えるおそれがあると指摘し、次回以降もコメントを出す場合は協議内容を公開するよう要請しております。

また、今後の有識者会議におきまして、工事における中下流域の地下水への影響や南アルプスの生態系への影響等を検討する際、J R 東海が行った水収支解析をどのように評価するかを含め、なぜそう言えるのか、どうしてそうなるのかについて一般の方が理解、納得できるような説明となるよう指導をお願いしていると聞いております。

町といたしましては、これまで同様に静岡県を筆頭にオール静岡で住民が理解をし、不安が払拭でき、納得できるような説明がいただけるよう流域市町及び関係機関との連携を図りながら、オール静岡でJ R 東海との対話を進めていきたいというふうに考えております。

次に、大井川の水質並びに環境の重要性に関する発言の真意について質問がございました。

かねてより水量の減少は無論でございますけれども、水質、自然環境について同様に十分な対応策をしていく必要があると申し上げてきている意図は、トンネル湧水（地下水）にどのような成分が含まれているか調査分析をし、大井川の表流水として戻さなければ、水質の違い等によりヤマトイワナ、アカイサンショウウオ等の希少な動植物の生態系への影響が懸念されるからであり、これらの希少動植物を含む貴重な自然は消滅すれば二度と再生できないものであり、まさに人類の宝であると思っております。

また、トンネル掘削土に重金属等が混入している可能性もあることから、残土処理対策や濁水対策による水質管理も大変重要な問題であると認識をしているところであります。

町全体が南アルプスユネスコエコパークに指定をされている当町だからこそ、限りある自然環境や希少な動植物を守っていくことが必要であり、流域市町利水者に対しての水がめである長島ダム所在地の町として、まさしく「水と森の番人」の役割としてきれいな水を提供することの意義は、大変重要であるというふうに考えているところであります。

次に、我が町への地域貢献とは、及び、南アルプスエメラルドネックレス構想についての質問がございました。関連する事項でございますので、併せてお答えをさせていただきます。

南アルプスエメラルドネックレス構想は、2016年7月に川勝県知事が長野、山梨、静岡県の10市町村が地域振興などで県境を越えて連携していこうと提唱をされたことが始まりでございます。これは南アルプスを象徴する緑、エメラルドの環（わ）を形成し、自然と人が共生し、多様な文化・歴史をつなぐ連合体として南アルプスを核とした環境保全、地域振興、学術調査、教育への取組をイメージされたものであります。

現在、構想の具現化に至ってはおりませんが、リニア中央新幹線整備を契機として地域振

興を考えていく上で重要な構想であると捉えており、平成26年6月に認定をされました南アルプスユネスコエコパークの登録市町村と連携をし、南アルプスの魅力を情報発信していくことが、大井川の源である南アルプスを守っていくことにつながるというふうに考えているところであります。

また、当町には、本州で唯一の原生自然環境保全地域である光岳を含む大井川源流部に代表をされます豊かで貴重な自然環境や希少な地層、そして深い歴史と文化が今も息づいており、これらを貴重な価値として物語化をし広く情報を発信していくためにも、静岡空港から大井川鐵道、井川線（南アルプスあぶとライン）などの交通機関や大井川流域、井川を経由した安倍川流域への周遊コースのルート化が重要であると考えているところであります。その先には、南アルプスユネスコエコパークによる県境を越えた交流があると考えられます。

平成11年に完成をしました静岡市閑蔵地区と当町梅地地区を結ぶトンネル・橋梁事業は、広域観光ルート化を視野に入れ、静岡県、静岡市、川根本町が協力をして整備したものであります。このルートの整備は、静岡県中部地域の交流人口の増大のみならず、その先を見据えた交通網の整備により県境を越えた地域振興に資する重要な施策であるというふうに考えているところであります。

本町といたしましては、この施策の重要性を近隣市町と共有し推進していくことが大井川流域及び周辺自治体の地域振興に大きく寄与するものと考えているところであります。このことから、J R 東海におかれましても、この大井川流域を含む圏域を越えた南アルプス周辺地域の自治体の思いを受け止め、これら地域振興策への支援が我が町のみならず、南アルプスユネスコエコパークを推進する市町村への地域貢献でもあるというふうに考えているところであります。

続きまして、医療・看護・介護の一層の充実に関する質問にお答えをさせていただきます。

議員が申されるとおり、医療・看護・介護は、町民が安心して暮らすことができる基盤であります。

まず、いやしの里診療所の清水所長は、平成23年度から9年間にわたり、診療のみならず、医師の確保、遠隔診療等、町の医療体制の構築に御尽力をいただくとともに、高度情報基盤整備事業検討期のICT利活用委員会におきましても、その利活用案につきましてバーチャルホスピタル構想を提案され、今後も総合病院での豊富な経験と当町での診療経験を踏まえ、公設公営診療所のありよう、地域医療のありようについて御意見を今までどおりいただければありがたいというふうに考えているところであります。

次に、町内医療機関の連携につきましては、榛原医師会が中心となりまして対応していると聞いております。診療に関しましては、各診療所の経営や診療方針などがあるものの、休診時の代替的な診察など医療機関としての役割を果たすべく、それぞれの医師の先生やスタッフにより献身的な対応をしていただいているというふうに承知をしております。

また、県が策定をしております地域医療体制を定めた静岡県地域医療構想におきまして、

当町は急性期から回復期への医療において、特殊な医療を除く入院医療に対応する二次保健医療圏として志太榛原保健医療圏に属しておりまして、その対応は志太榛原地域救急医療センター、島田市民病院を中心としており、その後の回復期から慢性期における療養の流れを踏まえれば、二次保健医療圏域の医療体制維持、連携が重要であるというふうに考えているところであります。

医療職、介護職人材の確保の質問がございました。

昨年の9月にも同様の御質問があり、答弁をさせていただいておりますが、全国的な課題であり、特に当町のような過疎地域では深刻な問題と認識をしているところであります。

町単位での対応策は難しい面もあり、将来、看護師等を目指す子供たち、特に高校生への職業案内を通して、医療・看護・介護に興味を持っていただけるよう努力をしていかなければならないというふうに考えております。

また、川根高校への対応に関しましても、昨年9月と同様、県立高校でありまして、学科等につきましては県の教育委員会が判断する事案であり、現在、県立高校における普通学科等の新設・再編等につきましては、平成30年3月に、2028年度を見通して策定をされましたふじのくに魅力ある学校づくり推進計画（静岡県立高等学校第三次長期計画）にのっとり進められていると認識をしているところであります。

次に、公設公営診療所を核とした医療体制の再構築につきましてであります。改めて申すまでもなく、町内診療所の医師・スタッフは日々診療に当たられ、その御苦勞に厚く感謝しているところであります。その御尽力の下に、身近で気軽に通える地元の医療機関に対する町民の期待と安心があるものと承知をしているところであり、町民の御意見に加え、それぞれの医師の皆様の御意見に即して対応をしてまいる所存であります。

4点目の診療所施設に関する質問につきましては、担当課長のほうから詳しく説明をさせていただきますので、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） いやしの里診療所施設に関する質問がございました。

いやしの里診療所は昭和60年度に建設をした診療所でございますので、その後に建設をした診療所あるいはそのほかの公共施設と比較をいたしますと、古めかしいという印象がある施設でございます。

患者の状況、天候そういったこともございまして、診療所スタッフが日々工夫して対応しており、現在のところ、建替え、移転、大規模な改修の計画はございません。

答弁以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

リニアに関連しまして、今朝の静岡新聞に、リニア開業を見据えて研究会を立ち上げると、静岡市ですけれども、いうことが出ておりまして、もう既に開業を見据えて始まるというよ

うなことで本当にどんどん先行くなあと思いましたけれども、そうした中で川根本町は今、町長からもお話しいただきましたが、本当に利水ということは基本的には川根本町には利水の部分は地名地区に少しだけあるだけで、ないわけでありませけれども、将来に向けて今回のこの大きな国のプロジェクトといえますか、そういったものは川根本町にとっても本当に最後のチャンスかもしれないという気がします。ぜひ地域貢献策ということをもう少し強く訴えていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど申し上げたのが将来的な目標であるというふうに考えております。

その中で静岡市の委員会でしょうか、が設立されてこれから進むという今日の新聞、私も拝見しております。しかし、あれが果たして井川だけの話で対応するのか、観光ということを書いておりましたけれども、市長は常々5市2町で中央部の静岡市を中心とした広域圏で観光も考えていくという話の中で、どうしてあのような委員会ができたのか不思議でならないというのが今の心境です。といいますのは、リニアというのは当然、大井川流域も大変影響があるというような中で、静岡市単独で果たして観光のいろんな施策が打てるかどうか。私は三ツ峰線の関係のトンネルの問題、あのときの話が実はこのいろいろ県と静岡市の間でちぐはぐになったなという感じ、それが流域に影響しているわけですが、その元凶はそこにあったというふうに思っているものですから、ボタンの掛け違いがまたもう一つボタンの掛け違いになると大変厳しいなという実感は持っております。

しかしながら、静岡市がもう具体的に発表した中では、我々は県を中心としたユネスコエコパークを中心としましたエメラルドネックレス構想、これを推進していく。今流れとしましては富士山も入れたらどうだという話、それから静岡空港を当然ながら入れたらどうだろうという話等もあるものですから、当然これは井川につながる道路、閑蔵線も重要な位置づけになるというふうに考えております。

そのように少しリニアの進展が遅れている中では、そのような構想を具体的に練って実現していくということが近々県と私ども流域の皆さんと協議をしていくというふうな話題は、大きな転換点になるというふうに考えています。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

そして、現在の大井川について少し話が戻る感じなんですけど、今、時々、大井川の水が濁りまして、現状でも清流にならないということが結構そういう日がありまして、今年は非常に川で遊ぶ人が少なかったと、雨も多かったんですけども。今、大井川の水が濁るということはどういう理由で濁っているのかをお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） ぐらし環境課長、梶山正幸君。

○ぐらし環境課長（梶山正幸君） 大井川の濁水について、起因は何かということについて回

答させていただきます。

それこそ議員の方も現地を見たことがあるかと思いますが、大井川上流部につきましては大変山が急峻であり、今現在もお山腹崩壊が続いているような状況でございます。特に赤崩れという大きな崩壊地、これは今後も続くであろうと推測をされているような状況でございます。

基本的に河川維持流量というのは大井川上流のダムから下流へ放流をされまして、現在の畑薙第一ダムから井川ダム、それから奥泉ダムという形で上流から流れてきております。奥泉ダムからの放流水が長島ダムに流入をしている状況でございます。当然ながら、このダム湖の水が上流の水が濁っている場合におきましては、長島ダムに入ってくる水につきましてもやはり濁った水が流入をされ、必然的に下流へその水が放流されるというような状況かと思われま。

なお、この大井川の特徴としましては、土石粒子が細かいというのが一つの特徴であると言われておりまして、今後につきましてもやはり台風などの大雨等によりまして、どうしてもダム湖内で攪拌されたものがなかなか水温等の状況によって拡散作用が遅くなり、濁りの解消に時間がかかると言われているような状況でございます。それが一つのこの汚濁水の要因ではないかと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

長島ダムのところからすぐ下の下流の辺りが以前は非常にいい釣り場だったんですが、少し最近釣りができにくくなっているという状況でして、当然ダムの放流の方法というのは下流地域の環境を考えて放流していただいていると、専門家がやっていることであります。そう考えますけれども、その辺については何か情報が入っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） ぐらし環境課長、梶山正幸君。

○ぐらし環境課長（梶山正幸君） 濁水の要因が長島ダムからの放流ではないかということでございますけれども、長島ダムのほうにもちょっと確認をしたところ、毎日ダムの水位、それから濁水の状況をチェックした中で、きれいな水を放流しているという状況を聞いております。

また、先ほども答弁させていただきましたように、濁水の起因についてはやはり上流からの影響が大きいのではないかと判断されますことから、一概に長島ダムの放流が大きな要因であるとはちょっと断言できないのではないかと推測しているところであります。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

もし原因の一部でも放流によるものがあるとしたなら、その研究、工夫をしていただけるようにぜひ申入れをいただきたいと思います。何か、いいですか。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　今、議員が言われましたように、また長島ダムからの放流方法が一つの要因ではないかということが立証できるようなことであれば、それはそれでやはり改善をしていかなきゃならないという形になるかと思っておりますので、その辺についてはまた今後いろんな調査が出た中で、また対応策のほうを検討していきたいと考えております。

○議長（藺田靖邦君）　　3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君）　　ありがとうございます。

リニアのトンネル工事が始まってきますと、こういった濁りにも関連するんですけども、残土の量というのはどの程度出ると情報があるでしょうか。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　今現在、JR東海のほうから公表されているデータにおきましては、トンネル掘削土量が約370万 $\text{m}^3$ と言われております。このうち燕沢付近、議員の皆様も実際現場見られているかと思っておりますけれども、燕沢付近の残土置き場に対しては約360万 $\text{m}^3$ の盛り土容量を計画していると聞いております。その大きさの規模ですけれども、大体想定とするには、静岡市にございます駿府城公園の広さが約18万 $\text{m}^2$ でございます。それに高さが県庁東館、16階建ての高さが約65mです。ですので、18万 $\text{m}^2$ の広さに約65mの高さを積み上げた残土が燕沢に置かれるという想定だそうです。

以上であります。

○議長（藺田靖邦君）　　3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君）　　当然それだけ物すごい量の残土というのは積み上げますと、そうじゃなくても大井川は周辺が崩れて水が濁るわけですし、私たちのところはその濁った水が流れるわけですから、当然近年の超大型台風の例もありますので、大水で下流にそれが出るとそういったのをどういうふうに防いでいくかという御説明はあるのでしょうか。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　残土の貯蔵方法というか盛り土の方法につきましては、これもJR東海のほうから静岡県中央新幹線環境保全連絡会議、これは県の専門部会でございます、そこでJRと対話を行っている中での令和元年5月14日に開催されました会議の資料の中で、まず盛り土の計画につきましては、一番下の河川側に面する部分については擁壁を設けまして、のり面勾配約30°以下の勾配になるよう盛り土をし、さらに盛り土工5mの高さ前に1m以上の幅の昇段を設置するような計画で進めるというような状況でございます。

これについても、県の専門部会の中でもやはり台風シーズン、そういう場合の対応を十分考えられるのかと、もちろんそういう指摘で協議がされておりますけれども、また今後そういう方法につきましても今現在、国の有識者会議におきまして、専門的な知見に基づいて今



後協議、判断されるものと考えております。またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

どちらにしてもかなり流出が予想されるということが大変心配ですので、もっとそこから別の場所に移動してしまうというような方法がないのか、そういったことが取れないのかどうか提案いただいたほうがいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これまで石山議員が当局のほうへ質問されました。これは、実は、私どもも県並びに国のほうへ同じようなことを申し入れているということでございます。それで、今どちらかというとな国の立場みたいな話で答弁しておりますけれども、ここにも私どもは懸念を持ちながら対応しているということです。

今言われた問題点につきましては、これまでどちらかというとな水の2tが減りますよということがテーマになって長い間議論が重ねられてきたという中で、環境とかにつきましては静岡新聞あたりでも連載を打つようになりまして大事ですよということ、それと今の土砂の仮置き場をどうする、土捨場をどうするという話につきましても、まだいろんな中でこちらから要望することが非常にたくさんあるわけです。それ今、石山議員が言われたことを国・県に言いながら対応してもらおうという立場なものですから、今、県の立場でとか国の立場でしゃべるということが余りふさわしくないかなということをお答弁しながら感じたということがあります。

ですので、今言われたことは当然私どもも含んで、まだ結論が出ていないことたくさんあるものですから、それらを踏まえて対応していくということで、そのときにはいろんな形でお知恵を拝借しながら町全体の考え方はこうであると、またそれに流域の皆さん、関係する皆さんはこうであるというようなことも踏まえて県へお願ひし、一本化して対応してもらおうということなものですから、先ほど申し上げたとおり、静岡市が昨日あたり単独でやったということは非常に気になっているということもあるということをお承知おきいただければありがたいと思ひます。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。十分にそれは分かりました。

それから、ぜひ川根本町地域振興策について、私たちの町のこういう意見もあるということをお願ひお伝えいただきたいと思ひます。

それでは、次の医療関係のお話に移らせていただきますが、医療機関同士の連携ということで情報交換の場が以前はあったけれどもという話をしましたけれども、その関係で町全体の医療・看護・介護、そして救急の面なども含めまして情報の共有といいますか、連携、そういった場をつくっていくことが非常に重要だと考えます。それぞれは専門家でありますので、町民の命を守るという崇高な点で共通の認識を持っておられる方々であります。望ま

れる横の連携についてどうお応えをしていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 町内の医療機関の横の連携ということでありまして、平成28年から介護保険事業に端を発した地域包括ケアシステムということで、今イメージができるのではないかとこのように思います。医療に関するだけでなく、介護、それから予防、住まい、生活支援、そういったことまで対応が及ぶと思いますし、また求められているとも考えます。

現時点では、町民自身を主体として取り組みをして、そうした対応をしておりますけれども、町内の医療機関同士の連携については、医師の先生方の御意見を賜りながら考えていくということをごさいますして、行政と町内の医療機関の連絡会、これにつきましては適宜行っているということをごさいます。

○議長（藺田靖邦君） 石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 今度、就任された菅新総裁も行政の縦割りということの弊害について度々言及されております。ぜひ横の連携を、私たちの町も今お話のあったようにしていただきたいと思います。

現場と行政という点から見ますと、公立の診療所を訪ねまして、私たち議員にかなり多くの要望・意見が出されました。現場のこうした問題や要望を町がどのくらい吸い上げているのかなということ、現場の抱える課題をしっかりと把握して一緒に解決していくという姿勢が大事じゃないかなということも感じました。それがいまはどのくらいの感じできているのかなという疑問も湧きました。その点についてどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 現場へどれくらい通っているかということをごさいますけれども、適宜行っておりますして、石山議員が今おっしゃられたようなこと、まさに私どもそのように考えているところをごさいます。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひよろしくお願ひいたします。

第1委員会として医療現場の調査をしたときに、民間の先生との情報も交換をいたしました。そのとき町内の先生方のそれぞれの得意な分野やら、いろいろ患者の紹介の分野やらのときに、非常に連携がうまくできないと、現状では、ということのお話がありました。

そうした民間のほうの診療所のほうもぜひ情報を把握するべきと考えますが、そちらについてはどうでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） そのようにしてまいります。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） よろしくお願ひいたします。

いやしの里の運営委員会ということについてですけれども、委員会は診療所の管理運営について審議するとなっております。昨年3月にもたくさん質問させていただいたんですが、そのときにこの委員会のほうにかなり現場から要望が出ているということのようでしたけれども、また非常にそういった状況なのに委員会が活発に開催されないということで、そうしたことも言われておりました。

現委員長にもお伺いしましたが、年1回程度ということによしとされているのかどうか、今後どういうふうな進め方で行くおつもりなのか、伺います。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 令和2年度につきましては、年2回を予定しております。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひ回数にこだわらずに、問題が議論がしっかりできるように何度でも開催いただきたいと考えていますので、ぜひよろしく願いいたします。お忙しいとは思いますが、お願いしたいと思います。

そして次に、公営の診療所については専門の先生も来ていただいております、町内の広範囲から患者が来院されているということで、期待感が非常に高まっているところであります。今では先ほどお話ししたように小長井1地区の診療所という感じではもうなくなっているという状況です。委員会も当然、医療全体の審議をする場として機能していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） いやしの里診療所運営委員会でありますけれども、あくまでも公的な機関の運営について審議をする会であるということでございます。

町内の医療を検討する専門の会、そういったものはございません。しかしながら、附属機関としまして川根本町保健・福祉サービス推進協議会というものがございます。その中で必要に応じて議題とすることができるというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

ぜひ川根本町に突然起こるようなことで後追いで対応するということがなくて、本当に事前に事前に予測しながら、先ほど人口統計のことも言わせていただいたんですけれども、先を予想した審議をぜひ進めていただきたいなど。特に急激に高齢化が進んでおりますので、その点その保健委員会ですか、そちらのほうでもどこでも構わないんですけれども、町が主導権を握って町の医療の将来像といったことをしっかり固めていってほしいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） そのように考えてまいります。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

また、いやしの里診療所に関連しまして、決算状況を見ましたところでは平成29年に1,460万、平成30年は1,430万が一般会計から繰り出し、運営しています。これは利益を追求しない公立という観点で了承されているわけですがけれども、昨年の実績では一般会計から130万円ほどしか出ていません。これは例年から見れば1,200万円の支出減で、町は大変助かったわけですがけれども、本川根診療所休診時の患者は倍増し、限界ぎりぎりの中で事故もなく危機を乗り切っていただいた結果でもあります。

いやしの里診療所の先生や県総からこの機においでくださった先生方に対してどのような感想を持たれておられるのか、議会の場で改めて町長のお気持ちをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 私自身もいやしの里には大変お世話になりましたし、県総とのつながり、これも非常に強いという中では大変安心して対応をしていただいているということで、町民の皆さんも安心して通っておられるということも聞いております。やはり大きな安心料がいやしの里にはあるというような感じが実はしております。

この関係につきましては、これからも引き続き対応していくことが重要であるというふうと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

昨年、この診療所で遠隔診療が行われております。前年比2倍の300人の診療の実績が出ています。これは間違いなく必要があって、ニーズに合った対応だろうと考えますけれども、遠隔診療室の件ですがけれども、先ほど施設については余り計画がないというお話だったんですが、実質ここの診療所は先ほど60年に造られたと言われてはいますが、現実的に点滴室であるとか、インフルエンザとかコロナに限らず感染症の方がお見えになったときも隔離する場所がないんです。

それで、これからコロナの関係の規制が緩んでG o T oなどで人が動いてきますと、本人は自覚していない中で感染の疑いのある方が直接来院するということが予想されるわけですがけれども、その場合にはどのような対応を町立の診療所ではされるのか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 現在のところ、診療所スタッフと検討しているところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひお願いいたします。早急な検討が必要だと思います。

それから次に、バーチャル的な総合病院というのが清水先生のお考えであったわけですがけれども、そうした中でそういった今現在やっている遠隔診療について、やはり患者さんの中

には必要のある方もいらっしゃるので、そういった情報を町内の先生方のところへも紹介をもっとしてほしいというお話がありました。それについてはいかがでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 遠隔診療について他の医師への紹介という形の御質問だと思いますけれども、まず町民に対してはやはり広く、患者でありますので周知をしていく、これは非常に大切なことだろうというふうに思っております。

ほかの先生につきましては、やはり先生それぞれの診療方針というのがございますので、そういった意向をお持ちの先生、そういったことを訪問しながら相談をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） そうですけれども、先生方によっては患者さんをそういう専門の先生にすぐに診ていただく、手近なところでそういう場合もあるので、一応その情報を先生方にもというお話がありましたので、ぜひ何かの機会でお話ししたいと思います。

次に、訪問看護事業ですけれども、非常に重要な事業だということで、民間の先生方からも大変期待されております。こちらの事業の内容について広報がちょっと足りないかなという部分もありましたので、その辺を広報の仕方、そしてまたさらに充実していくことが望まれていると思っておりますが、その辺についてもお考えをお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 訪問看護事業でございますが、開設当初に私どものほうで各医院、診療所等を回らせていただいておりますが、そういう情報があまり行き届いていないということでしたら、また改めて広報する必要があるかというふうに考えています。

ただ、議員御指摘の人員については、現在のところ、充足しているというふうに考えてございます。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひ、より超高齢化の中でそういった事業は求められている事業ですので、さらにサービスの充実・強化という面で体制をもっともっと充実させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

日々の情勢が変化する中で、様々な質問をさせていただきました。御関係もいろいろある中ですが、リニアの開通も胸突き八丁になっており、医療関係もコロナが完全に収まらない中でインフルエンザの時期に突入ということで、医療関係・介護・看護の方々の皆さんもまだまだ緊張が続く毎日となっております。

こうした中、町の経済振興につながる明るいニュースが望まれますが、令和3年度予算もこれから御検討が始まる所でございます。ただいまいろいろ種々お答えいただきました趣旨など踏まえまして、今日の二つのテーマについて町長のお考えを再度お伺いしたいと思

ます。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 日々、一生懸命仕事をすべきだなということを痛切に感じております。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 一生懸命やっています。ありがとうございます。

それで、ぜひ来年度予算のほうにも今日私が申し上げたことを反映していただければと考えております。ありがとうございました。

リニア関連、医療関連について非常に難しい中、質問をさせていただき、真剣なお答えをいただきましてありがとうございます。町民にとりまして大変有益な御回答で、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上で3番、石山貴美夫の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（藺田靖邦君） これで石山貴美夫君の一般質問を終わります。

ここで10時20分まで休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時20分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、中澤莊也君、発言を許します。7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） おはようございます。7番、中澤莊也です。一般質問通告書に従って質問を行います。

質問事項は、文化財、伝統文化の保存・継承と利活用についてということで4点、人材の育成と新たな観光資源の発掘と活用についてということで4点の質問を行います。

最初に、文化財、伝統文化の保存・継承と利活用についてということで、4つの質問を行います。

一つ目の質問は、個人所有となっている県・町指定の文化財、刀剣、これは脇差とかそういうものがあると思うんですが、それと鱧口等、それと古文書が多分町指定の文化財になっていると思います。そういうものが昨今の大規模災害とか、火災等によって失われたりする例が全国で多々見られております。そのようなことがないように、貴重な文化財が毀損したり、滅失したり、逸失等することのないように、1か所に集めるデメリットもあるわけですが、耐火構造のあるようなそういう保管場所に集めて保管する考えはないか。これは当然所有者の意思というものが反映されますが、それも加味しての質問であります。

二つ目の質問は、当時の村政や人々の暮らし、事件等を今に伝える貴重な町の財産だと思っております。古文書は町にとって非常に大切な文化財として位置づけ、それを保存していく考

えについて伺いたいと思います。この古文書については、お亡くなりになられた河村計三さんが心血を注いで、中村藤五郎家の文書を古文書目録という形で残されておりますし、それに対して読み下しができるように、将来古文書に興味を持って調べる方がいらっしゃったときに資するように残されております。そういうものがどんな形で保存されているのか。新たに新しい名主等のところにある古文書、特に文政の茶一件に関する文書が勝山家にはあるということを知っております。そういうものは歴史的価値もあるし、町の財産というふうになると思いますので、その辺についての考え方を伺います。

三つ目の質問は、無病息災、五穀豊穰等を祈って、人々の心のよりどころとなっている梅津神楽や徳山神楽、田代神楽、そういうものが、やはり超高齢化の流れの中で、伝承者の不足、担い手不足ということで、ここ2年ぐらい、梅津神楽においては上演されておられません。他の神楽においても、非常に難しい状態になっておりますが、そういう文化を町全体のものとして考えていく必要があるというふうに痛感しております。その辺の考え方について、町の考えを問うものであります。

四つ目の質問は、徳山の盆踊り、梅津神楽、赤石太鼓等の保存継承を目的として建てられました伝統文化伝承館時愛であります。必ずしもその目的が現在達成されているというふうには思いません。古典芸能界との連絡を取りながら、あそこで練習するというのはなかなか、交通の面でも無理であるかと思いますが、発表の場をつくっていただきたい。そういう考え方について問うものであります。

二つ目の大きな質問であります。人材の育成と新たな観光資源の発掘と活用についてであります。四つの質問を行わせていただきます。

一つ目と二つ目の質問は、上長尾遺跡から出土した遮光器土偶、これは残念ですが、現在国立博物館にあって、私の記憶では、当時それを国のほうに幾らかの値段で売っているという、そういう事実があったというふうに記憶しております。

それと、旧石器時代の遺跡であるヌタブラ遺跡から出た石器、これはこの地方には旧石器時代、高山山に近年中学生が石器を拾って、そこが旧石器時代の遺跡であるということが分かったわけですが、そういう遺跡はないわけです。これは、町のほうの非常に大切な財産であるし、観光の要素にもなるというふうに考えます。それと多く残されている民話、伝説、昔話、その場所も含めてです。それと、登場人物の残した遺品、これがあるわけですね。大間地方に伝わる「あくたればばあ」の伝説の中で、石碗というものが残っているそうです。私は見たことはありませんけれども、昔話の中には写真が残っていて、森林管理署のところに保管してあるということが書かれておりました。それと、地名に伝わる「タヌキ和尚」という伝説があるんですが、その中で最後にお礼としてタヌキが絵を描いて残していくというのがあるんです。それが柳にハトが止まっている、その伝承と同じものが実際残っているんですね。そういうものを利用して新しい観光ができないかということと、今、歴女というか、山城ブームになっています。南北朝の抗争の歴史を語る徳山城址、小長谷城址、後醍醐天皇

の首塚という伝説がある梅高の天王原、これは発掘調査が行われていて、天王原墳丘墓という形で保存されておりますが、そういうものを活用した観光振興を図っていく考え方を伺うものであります。

三つ目はやはり観光において一番大切なのは、食であり、自然であり、そしてやはり人。私たちが議員の研修ということで、伊豆地方、伊豆のジオパーク、そこを視察させていただきました。そのとき女性の方、ちょっと名前を忘れてしまったんですが、その方に案内をいただき、非常に感動した覚えがあります。実際に知識を持った方に説明していただいて、それを実際の自分の目で見る。そして、伝わる観光ということその方は非常に心がけていらっしゃると思うんですが、やはり観光には人、人材というものが重要だと思います。観光ガイドの養成について、町の考え方を伺います。

四つ目の質問は、昨年度行われた寸又峡の新たな観光資源の発掘と利活用ということで、昨年民間事業者の方が、その調査・研究をされておるということを聞いております。その成果はどのような形で今後生かされてくるのか、そして、どのようなものが新しい資源として考えられるのかということについて伺いたいと思います。

私が考えるには、寸又峡には大きな歴史があって、大寸又という対岸の廃村があるわけですが、そういうものの体験、散策ツアー、環境の整備も大切になりますが、そして、紀伊国屋文左衛門が残したという、寸又峡の奥にまだ切り出さずに残っている木があるというような、そんな話も聞いております。そういうものを新しい観光資源として、そして、寸又峡は何十年も日本一清楚な温泉ということで、それを守り続けてきております。でも今、コロナ禍の影響の中で、非常に厳しい状況であるし、寸又峡に求められる新しい観光の要素として、私はおもてなしの心というものが重要ではないかと思っております。電動のカートで障害を持った方とか高齢者の方をもってお送りするような、そんな考え方についても伺いたいと思います。

行政側からの明確かつ前向きな答弁を期待申し上げ、私の最初の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、中澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

本町には、先人たちから受け継がれました優れた有形・無形の文化財が数多く存在しており、重要無形民俗文化財である徳山の盆踊りをはじめ、県指定文化財の徳山神楽、梅津神楽、田代神楽などの伝統芸能が伝承されているほか、町としても、様々な文化財について、町文化財として指定し保護に努めているなど、文化財保護に取り組んでいるところであります。

まず、神楽等の伝統文化の保存継承に関する御質問と、伝承館時愛の利活用に関する質問についてお答えさせていただきます。なお、この質問は関連性がございますので、一括して答弁をさせていただきます。



町では、町の貴重な伝統文化を継承する拠点となることを目的に、平成30年度に伝統文化伝承館を建設いたしました。議員が言われましたとおり、高齢化等により伝統文化の継承が困難になっている状況は、当町だけでなく全国的な傾向であり、その対応に苦慮しているところであると認識をしているところであります。

私は、常々、伝統文化の継承が地域コミュニティの維持に大きな役割を果たすことを申し上げてきており、この伝統文化伝承館もその一助となるべく施設として建設し、今日に至っていることは、予算計上時から説明してきており、議員も御承知のことと思います。

その中で、昨年9月7日に第1回伝統文化交流会を開催いたしました。この交流会は、単なる交流会だけの開催にとどまることなく、開催前には、伝統文化の継承が困難になってきている他地域の団体も交え、千年の学校との連携事業としてワークショップを開催し、それぞれの地域における伝統文化の継承に関しまして意見交換を行ったという経緯がございます。その中でも、出席した他地域の文化保存団体代表者からも、後継者の維持が困難になっていく中、相互扶助による意識づけのためにもいい機会であるという意見もたくさん出されております。

本年度はコロナウイルス感染防止の関係で、交流会も開催はできませんが、引き続き伝統文化保存団体や川根高校の郷土芸能部などに呼びかけ、ワークショップ等の開催を通じて、町の伝統文化の現状及び問題点、伝統文化を継承するために必要な事項について参加者から御意見等をいただきながら、今後の伝統文化の継承及び伝統文化伝承館のよりよい活用の参考にしたいというふうに考えているところであります。

なお、個人所有の町・県指定の文化財の保管に関する質問と、古文書の保存活用に関する質問につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

次に、上長尾遺跡やヌタブラ遺跡などの出土品等を新たな観光資源として利活用する考えはないかという質問がございました。

議員御指摘の、これらの遺跡からの出土品の観光資源としての可能性に関しましては、様々な可能性の中で、今後検討の余地があるということを認識しております。町には、これらの遺跡以外にも幾つかの史跡もあり、町内全体の歴史的資料を含め、今後観光資源として活用の可能性について観光関係者の意見を伺うなどの機会を設けてまいりたいというふうに考えております。

次に、民話・伝説等を新たな観光資源として利活用する考えについての御質問でありました。

民話・昔話の保存・伝承につきましても、貴重なものでありますので、後世に語り継がれていく必要があるものと考えているところであります。議員の提案のございました、民話・伝説等を新たな観光資源についてであります。既に観光協会やエコティかわね等による地域探訪ツアー等において、これらを組み入れた取組が実施をされております。今後もこの状況を踏まえ、町の観光資源の一つとして活用できればというふうに考えているところであります。

ます。

ガイド養成に関する質問と、寸又峡の調査に関する質問につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藺田靖邦君） 社会教育課長、平松敏浩君。

○社会教育課長（平松敏浩君） まず、個人所有の県指定の文化財の保護に関しまして、お答えをさせていただきます。

文化財の管理は基本的には所有者が申請をして、文化財保護審議会により協議をしまして、町の教育委員会に建議をされ、その保管につきましては、文化財保護法、また文部科学省の省令におきまして、所有者の管理義務が定められております。

町として、これらの手続を経た上で、所有者の合意の下、また、その文化財の保管上の特性等を検討させていただきまして、可能な場合につきましては、総合支所の2階に文化財収納室がございます。そちらへの保管を検討してまいりたいと思います。

次に、古文書の保存活用につきましては、古文書のほうも、先ほどの文化財と同じような、あくまでも文化財の指定は、個人の申請に基づくものというふうになっております。また、保管に関しましても、保管義務もございますので、原則は所有者個人でお願いをしているところでございます。活用につきましても、古文書も含めまして文化財の特性等を検討して、その可能性を検討していくべきものと思っております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 私のほうからは、ガイド養成と寸又峡の調査に関する御質問にお答えさせていただきます。

最初に、今後観光ガイド等の育成をどのように進めていく考えか、との質問にお答えさせていただきます。

全国的に地域の観光を案内するガイドが増えているところではありますが、利用者のニーズに合わせたガイドが必要となることから、その質の向上が強く求められているのが現状でございます。本町におきましては、平成26年度からガイド人材育成事業に取り組んでおり、エコティかわねと連携してガイド養成事業を実施しております。

本町には、様々な観光資源がある中で、地域ガイドをはじめ、様々な分野においての観光ガイドが必要とされており、今後さらなる推進を図っていくとともに、資源を巡るコースとガイド、また地域の方のお話を聞ける仕組みづくりをしながら、地域の魅力を町内外に発信し、交流人口の拡大が図られていければと考えております。

次に、寸又峡の調査に関しての御質問でございますが、この調査は、平成30年度から令和元年度にかけて、観光資源の民間活用の可能性調査を実施いたしております。

調査に関しての考え方は、予算要求時等において御説明してきておりますが、寸又峡地域における地域資源を有効に活用し、魅力的な観光地づくりを目指していくために、民間の活

力を導入することが有効かつ効果的ではとの考えから、その可能性を調査し基本構想をまとめたものでございます。

今後につきましては、この基本構想を受け、実現の可能性を検討し、取り組んでいけるものからフェーズごと進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） まず、町指定、県指定の文化財の保存ということですが、現在、これは確認させていただきたいと思いますが、平松課長のほうから、総合庁舎の2階に文化財の保存収納庫があるということ、多分耐震でなっていると思いますが、実際、どのような文化財が現在収容されておるのか。今後やはり平松課長の意見の中で、確かに法律というのは分かっています、所有者の責任という言葉がその人の意思。でもいろいろな家庭の事情から、文書とかそういう罅口、そういう物が散逸してしまうという例が全国に多々あるわけですよ。ですから、必要な、これはなぜ町の文化財に指定されているかということ、町の財産として、町の歴史文化を知る上で必要であるということ指定をされていると思うんです。ですから、そういうことを積極的に文化財審議委員会で協議したり、教育委員会でそういう人たちに、これはもう少し保存の方法を考えたほうがいいのかという、そういう実情が分かると思いますので、積極的に取り組む必要があるというふうに考えます。その辺の考え方について、もう一度伺います。

○議長（藺田靖邦君） 社会教育課長、平松敏浩君。

○社会教育課長（平松敏浩君） 現在、文化財保護室のほうには、県指定の文化財が3点、町指定のほうは8点収納してあります。

先ほど答弁のほうでもお答えさせていただいたとおり、あくまでも所有者御本人の意思を反映しまして、またそれで必要性があれば、文化財の保護審議会等に諮って保管が必要ということであれば、そちらのほうも検討していきたいということでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今、県指定のもの町指定のもの、これは、全部刀剣類とか罅口それだけですか。小長谷家の文書がありますよね、学仙の。文書が散逸するという例が非常に多々あるんですが、そういうものについては、いかがなんでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 社会教育課長、平松敏浩君。

○社会教育課長（平松敏浩君） 県指定の罅口が3点、町指定の古文書を含めて8点ということで、そのほかは罅口等を、町指定のものを保管しております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） それでは、少し古文書のことについて触れさせていただきたいと思

ます。

私が最初の質問の中で申し述べました中村藤五郎家の文書であります、水川にいたこの辺のお茶屋さんで、大井川の水が反対に流れても中村藤五郎家が潰れることがないというようなことを言われた大きな茶商であったわけですが、その人が水川観音堂なんかを中心になって造られている歴史があるわけです。そういう文書については、中川根町の郷土資料の目録の中に何点かあって、非常に歴史的にも大切なものであるというふうに考えられる文書が何点かあるものですから、それについて、やはりもう一度精査をされ、それを町指定のものとして、特に書冊があるんですね。本になっている物。そういう物については、文化財として指定していくべきではあるということをお考えし、この文書の保存、中村藤五郎の文書は、川根本町が保存しているということになってはいますが、どのような状態で保存されているかというのは非常に疑問でありますので、その辺の説明をお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 社会教育課長、平松敏浩君。

○社会教育課長（平松敏浩君） 保存の状況ということでございまして、全て古文書等の調査をしたものに関しましては、複製をしまして、本川根中学校のほうに保存をしてあります。また、元のものにつきまして、町のほうに寄贈していただいたものにつきましては、本川根中学校の資料室のほうに保管をしてあります。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今、分かりました、そこは確かに。言ったのは、例えば火災があったり、何かがあったりしたとき、そういうところに1か所にあると、そういう文書というのはもうなくなってしまうんです、確かに。非常に大切な文書であるし、その内容、もう一度精査をしていただきたいということがあるし、マイクロフィルム化するという必要性が多々あると思うんです。それと文書は、ただ置いているだけでは、虫が食ったり毀損してしまうんですよね。だからそういうことで、管理するには年間に何回か虫干ししたりするという必要があると思うんです。やはりそういうことについても、文化財保護審議委員会で考えられる必要性というのは十分あると思うものですから、古文書については、やはりもう一度保存の場所を考えていただきたいというふうに思いますし、昔庄屋をやられていた方のところにも大切な文書があるわけです。特に文政の茶一件というのがあって、これはこの地区にとって、大きな問題なんですよ。今、問題になっているお茶のこと、お茶の値段が非常に、10人の株仲間というか、そういう人たちによって非常に引き下げられて、この辺の地区の人たちは村を挙げて訴訟を起こしているんですよ。そういう歴史的な文書というのを、やはり大切にしていって姿勢というのは、やっぱり教育委員会、行政に求められるのではないかと思います、その辺の考え方を伺います。

○議長（藺田靖邦君） 社会教育課長、平松敏浩君。

○社会教育課長（平松敏浩君） 古文書のほうですけれども、原本を預かっているものも数点

ございます。そちらのほうにつきましては、議員がおっしゃるとおり、年数回というわけではないですが、虫よけの薬をつけたりとか、そういったような対応をさせていただいております。また、それ以降の対応につきましては、文化財保護審議会等に諮りながら、その重要性に沿って対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） ぜひ貴重な町の財産でありますので、そういうものが散逸したり、毀損したりすることのないような保存の方法を求めたいと思います。

三つ目の質問であります。徳山神楽とか、田代の神楽。田代神楽については、昨年有志の方が10年ぶりでしたか、多分、駒の舞をやられたんですよね。担い手不足になっていて、そういう人たちがこれから出てきてくれる、そういう思いで、多分伝承館も造られているのではないかというふうに思います。

確かに昨年伝統文化交流会をやられていて、今年はコロナの影響でそれが中止になったわけですが、以前やっていた夜っぴとい神楽とか、神楽を練習はできないんでしょうけれども、あそこで各梅津神楽、徳山神楽、田代神楽等を発表する場、そういうものをつくるという考え方について伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 社会教育課長、平松敏浩君。

○社会教育課長（平松敏浩君） 伝承館の利用については、先ほどの町長の答弁のとおりでございます。

その伝承館の利用の活用についてなんですが、夜っぴとい神楽、そちらのほうも、ぜひ伝承館を使っていただいでやっていただきたいと思っております。ただ実施の主催はあくまでも保存会でありますので、保存会からそういった利用をしたいということであれば、伝承館のほうを使っていただければと思っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） ぜひ、大切な伝統芸能でありますので、どんな形でも結構でございますので、そういうものを住民の人たちが見て、これは大切なものである、ずっと守り続けてきたということに価値があるというふうに思いますので、ここで、私たちの時代で絶やすということは、非常にそれはこれからの人たちにとっても申し訳ないことだし、私たちの責任になるというふうに考えますので、ぜひ、そのような機会を設けていただければというふうに思います。

一つ、担い手不足ということで、これは徳山神楽の保存伝承をされている方にお聞きしたら、今、徳山の多分、ヒーヤイとか、鹿ん舞のほう、子供たちの人数が徳山だけは足りないので、藤川の子供たちが来てくださって練習をされているということで、やはり徳山地区の伝統芸能であります。これをやはり町全体のものとして、川根本町の財産として考えた場

合、学校の子供たちに、そういう機会を提供する。例えば放課後児童クラブでそういうことを披露してやったり、伝統文化に興味を持ってもらう場を設ける、そういうことも必要だと思うんですが、担い手の育成ということについて、考え方を伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 社会教育課長、平松敏浩君。

○社会教育課長（平松敏浩君） 議員のおっしゃるとおり、確かに後継者不足というのが、川根本町のみならず全国そういった傾向でございます。放課後子供教室等で、ぜひそういったような体験会であったりとか、今、川根高校のほうで、郷土芸能部もございます。そちらのほうにも話をしがてら、町の伝統文化の継承について、文化財保護審議会等にも協議をしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 後継者の育成ということは非常に大切になりますので、いろんな機会を捉え、学校の子供たち、川根高校の郷土研究部の人たちが担い手になるような、そのような方策をぜひ立てていただければというふうに考えます。

それで、次の観光資源の発掘と活用についてという再質問をさせていただきたいと思いません。

まず、町のほうから出土品の遮光器土偶、これについては、一般の人もそうだと思うんですが、私は、国宝級なものだというふうに素人ながら考えております。それは、遮光器土偶の南限であるし、完全な形で土偶が出土するというのは全国にもまれな例でありますし、それが国立博物館のほうにあるわけで、こちらに持ってきたのが多分、町制10周年のときかな、実際返ってきたんです。ただ保存するには非常に難しく、温度の管理とか、保存場所がないので、こちらのほうに持ってくるということはなかなか難しいと思うんですが、何らかの形で遮光器土偶を観光の資源として使えないかというふうに思います。

それと、ヌタブラ遺跡については、6次にわたって、多分平成6年から調査をされているんです。報告書が出ていて、でも調査の面積というのは非常に狭いんですよね、道路の拡幅の部分だけで。だから全体像というのが、報告書の中でもつかめられていないものですから、そういうものを新たな観光資源にするために、学術的発掘調査、そんなことも考えてもいいと思うんですが、その辺の考え方について少し伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 社会教育課長、平松敏浩君。

○社会教育課長（平松敏浩君） ヌタブラ遺跡の出土に関しましては、6年間で第5次調査までしております。その報告書はもう出されているものでございますが、その調査面積は1,200㎡でございます。それを学術的にということでございますが、やはりその調査報告書にもありますとおり、300点以上の出土があったわけなんです、そこでちょっと旧石器時代の後期のものであるというものでありますが、その詳細については、そこを限定するということろまでは至っておりません。出土品を調べるのにさらに数年、5年程度かかる予定で

ありますので、またその出土品の調査が終わりましたら、また、そのことについて検討をさせていただきますということでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 遮光器土偶についてはいかがですか。今、私が質問をしたと思うんですが、これをどういうふうに、観光のということで、教育委員会ではないかと思うんですが、観光振興に役立てたらという質問をしたと思うんですが、その辺について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 社会教育課長、平松敏浩君。

○社会教育課長（平松敏浩君） 遮光器土偶につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、現在は東京の国立博物館のほうに保管されております。ただし、そのレプリカについては、川根本町のほうにもございます。町としては、やはり貴重なものでございます。それを観光に利用するとなると、人が触ったりとか、そういったような問題もございますので、その辺については、十分関係各位と協議をしながら進めるべきであると思っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） これを、情報の発信のあれとして、例えばよく今、皆さんがやっているインスタグラムのようなところに、遮光器土偶南限の町川根本町というような形で、今、歴史に興味を持たれている方が非常にいらっしゃるものですから、そういう形とか、南アルプス市がたしか出土した土偶を南アルプスのビーナスとか何とかいうので名刺に使っていたという記憶があるんですが、そういうことも考えていく必要があるというふうに思いますが、その辺の考え方、少し伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 先ほど、社会教育課長からの答弁の中にもありましたとおり、このようなものに関しては、やはり活用できるもの、活用できないものと思えます。ただいまその名刺の件もございましたが、その辺につきましては、今申し上げたとおり、活用できるか、その辺の問題が必要になってくると思えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 新しい観光資源の発掘ということで、前向きな検討を期待しております。

新しい資源の中で、先ほど私は民話伝説のことに触れさせていただきましたが、この民話伝説というのは、当時の人々の暮らしとか考え方、戒めとかそういうものが多々残っていて、実際にそのような場所があるんですね。例えばわん漕伝説であつたら、そのわん漕があつた。でもそこに行ってみれば今は埋まっている。でも、和楽座の人たちはそういうところを

利用して、こういうものを後世に残そうとして、伝えていこうとしているわけです。ただ、そこに行くのに、案内看板というような整備が、環境の整備というのがやはり観光資源として生かすには必要だと思うんですが、その辺の整備について考え方を伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 社会教育課長、平松敏浩君。

○社会教育課長（平松敏浩君） 川根本町に古くから伝わる伝統民話については、現在社会教育課のホームページのほうで「中川根のむかし話」「本川根のむかし話」という形で、中川根のほうは40、本川根のむかし話が10話と11話という形で21話紹介をされております。その場所についても、そのホームページの地図がございまして、そちらのほうからどこの場所ですといった民話が伝わってきたかというようなところは分かるわけなんですけど、やはり看板の設置と言いますと、主だったものを設置するのか、全部設置するのか、そういう様々な検討が必要だと思います。そこら辺については、観光に生かせる部分については検討する余地はあると思いますが、その抽出等については、今後時間をかけて検証はする必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 大切な観光資源、新しい観光資源ということになると思いますので、まず環境の整備ということを進めていただければというふうに思います。

それと、次に、徳山城址と小長谷城址の関係で、山城の整備ということがあると思うのですが、今、歴史ブームで、諏訪原城なんか国の指定になっていて、島田市を挙げて諏訪原城を売り込もうとしていますよね。昇太さんが応援隊の隊長になっていて、だけれども、さっき人材の育成ということを行いましたけど、例えば千頭の駅へSLで下りて、それで時間を持て余す方が多々あるというふうに思うんですが、そこにガイドがいて、小長谷城を案内して、武田と徳川の攻防の歴史とか南北朝の歴史を語れる方、そういう方がいると非常に生きてくるんです。だもんですから、資源は新しい資源を発掘するというんじゃなくて、今ある資源を有効に活用するということも必要であるし、それにはやはり人が必要なんですよね。確かにエコティのほうで、そういうガイドの養成をしているんですが、なかなかガイドというのは育たないんですね。私は地区の、久野脇の方たちも頑張ってやられていて、地区を案内されている。非常に素晴らしいことだなというふうに思っているわけですが、地区の人が地区の歴史を語って、地区の民話を語るというほうが、非常に重みがあるんですよね。だもんで、その地区ごとの組織ということもさっきは出たと思うんですが、人材の育成を図るということとこれをこれまで以上にやっていただきたいということと、地区にそういう組織をつくるような仕組みづくりというのが必要だと思うんですが、その辺について考えを伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ただいまの質問にお答えさせていただきますが、まず、最初



に千頭駅前等でのそのようなお客をガイドツアーということがお話がありました。

議員おっしゃいますように、ただいま大鉄の待ち時間とか、そういう時間に時間を持て余す、そのような来訪者もいらっしゃいます。そのような中で、観光協会でも、そのような方を対象にガイドのコースを設定してガイド付きのツアーをできないかということで、現在検討はしております。そのような形で、千頭駅に限らず、千頭駅につきましては音の散歩道等もありますけれども、それらも活用しながら進めていければと考えております。

それから、地域のガイドということでお話が出ましたけれども、久野脇については、それこそ美しい村連合の事業の中で久野脇地区のKM会、また地区の皆様でガイドのツアー等も何回か行った実績がございます。そのような中で、徳山地区におきましても、来月17日に徳山のむかし話の旅ということで、エコティの会員さんをはじめ、和楽座の皆さん、そのような地元の方が協力して地元ガイドと歩こうということで取組も実施する予定ということで聞いております。そのような中で、各地区につきましては、地区というよりも以前エコパークの関係で徳山、例えば駅ごとですね、下泉駅、塩郷駅、地名駅を中心としたハイキングマップも作成しております。それらを活用して、例えばガイド付きのそういうコースを設定するのも一つの方法かと思えます。やはりそのような中では、地域の皆様の取組が必要となってきましたので、また、観光協会を通じながら、そういう案内もしていければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 観光の質という面にもつながると思いますので、人材の育成については、早急な対応を期待しております。

最後の四つ目の質問で、寸又峡の調査が行われたということで、民間の力を活用して、そういう寸又峡の資源を生かしていけないかということで調査がされたということですが、その民間の方は、調査の中で、調査報告書がいずれ出ると思うんですが、どのような新しい資源というものを調査の中で発見されているのか、どんなものが活用できるのかというふうに捉えられたのか、分かる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 先ほど答弁の中でも申し上げましたわけですがけれども、この調査につきましては、新しい資源というよりも、民間が入って活用できるかと、そういうような調査でございます。寸又においては、もちろんいろいろな資源がございます。そのような中で、資源活用検討委員会でも、いろいろな課題等はもうまとまっております。そのような中で今後、地元の組織づくりを含めた中で、民間が介入すると、そういうような取組ができるかということで、そのような基本構想の調査を実施しております。そのような中で、まず地元の組織づくりも必要だと思います。取り組んでいけるものから進めていきたいというような調査報告でございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） そのような調査が行われて、これから検討されていくということですが、やはり先ほど申しましたとおり、寸又峡にはまだいろいろな観光資源、利用されていないものがあるし、落ちない大石もそうだし、天狗が運んだという石もあるし「あくたればばあ」が住んだ岩山もあるということでもありますので、新しい観光資源を利用しながら、地域の活性化、観光資源の利用、観光の振興に努めていっていただきたいと思います。

本日このような社会的にコロナの感染の中で、私たちの当たり前の日常生活が奪われ、経済的にもいろいろな問題がある中で、あえて川根本町の構成要素として、ユネスコエコパークに登録された川根本町の自然の豊かさとか歴史文化の大切さというのを振り返る必要があるかというふうに考えまして、このような質問をさせていただきました。

これで私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（藺田靖邦君） これで、中澤莊也君の一般質問を終了いたします。

ここで11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番、野口直次君、発言を許します。6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） こんにちは、6番、野口直次です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

いつものように、ここに登壇させていただくのは、町民、区民の支えがあつてのおかげです。大変感謝しております。

昨年9月議会の一般質問の冒頭で、私は、おぼろ月夜、日本語ってすばらしい。また、台風等災害がなく、当たり前の日常生活が続くことを願っているという話をさせていただきました。本会議最終日の今日、全員がマスクを着用です。

そんな御時勢の中、全国茶品評会煎茶の部で、出品者はもちろん農林課、JA、県指導機関をはじめ、町が一丸となったおかげで、農林大臣賞、7年ぶりに産地賞とダブル受賞の快挙を成し遂げることができ、懸垂幕、いわゆる垂れ幕も誇らしげに秋風になびいているように見えます。そんな折、ふと道路脇に視線を向けると、今年も忘れずに彼岸花が咲いています。生まれてくる子供たちの明るい未来のためにも、今こそ町長を先頭にみんなで知恵を出し合つて、それぞれが支え合つて、これ以上格差社会が広がらないためにも、日常の田舎の暮らしを取り戻すためにも、新型コロナウイルス感染症の難局を乗り越えていただけ

ればと考えます。

本題に入ります。川根本町は合併15周年を迎えることができました。大きくは、町の所有する各施設等のこれからの在り方について、今後の見通しを含め伺います。

①財政状況の観点からも、中・長期的な視点に立って、公共施設、社会体育施設を含め、用途変更、縮小、廃止等の検討をする必要があると思うが、平成29年3月に策定された町公共施設総合管理計画において、向こう40年間の公共施設等、施設及びインフラ資産も合わせて、当初の10年間は、その維持のために大規模改修等を見込むとともに、令和8年以降においては、施設の更新、建て替え等の費用が必要となることを見込まれております。

このことを踏まえて、平成31年3月議会において質問させていただき、今後の施設管理について個々の施設の在り方等の協議を常に持ちながら対応していくという旨の答弁をいただきました。その後1年半ほど経過しておりますが、現在の状況についてお伺いいたします。

②、①と関連いたしますが、また施設ごとの取組として、具体的な個別計画策定の状況、あるいは今後の見通しについて併せて伺います。

③現在の指定管理施設の運営状況を踏まえ、これまで各管理者に対し、どのような方針で指導を行ってきたのか、今後行っていくのかを伺う。公共施設等の管理手法として、当町においては幾つかの施設で取り入れられている指定管理制度の考え方について質問いたします。指定管理制度に関しては、その指定期間の考え方を見ても、いろいろな考え方があると承知しておりますが、これからの期間更新を踏まえ、町として指定管理制度に関する方針、考え方について、改めてお聞かせください。

④学校再編を進めていくに当たり、閉校後の校舎の利活用をどうするかを重要な課題として、同時進行で考えることが必要ではないか。現在、町立学校の今後の方向性について、協議が進められている状況と認識しております。今後の学校の方向性という重要な事柄を慎重に協議検討していくことは無論であります。今後、方向性が承認され、対応を進めていくとなった場合、学校としての役割を終了する施設が生じていくことが想定されます。それらの施設のその後の利活用についても、併せて検討していくことも重要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

壇上からは以上です。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、野口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今後の町公共施設管理についての考え方についてでございますけれども、基本的なスタンスは、昨年3月議会において議員の御質問にお答えさせていただきました、個々の施設の在り方等の協議を常に持ちながら対応していくという考え方が変わるものではありません。

これを踏まえ、昨年3月から1年半ほど経過した現在の状況については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の不確定要素が発生していることもあり、大きく変わっている状況

ではございません。しかしながら、指定管理者制度により施設管理を行っている複数の施設におきましては、その管理期間が今年度末を持って更新を迎える施設があることや、施設維持管理経費の面からも検討を深めていく必要がある施設等も所在することも事実であり、今後、今まで以上に個々の施設の在り方に関する協議検討を進め、方向性を定めていくよう対応してまいりたいというふうに考えております。

2点目の個別管理計画策定につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

3点目は指定管理者制度に関する質問がございました。

指定管理者制度は、地方自治体が、公共施設を管理運営する手法として民間のノウハウを取り入れ、施設の設置目的、機能を十分発揮し、なおかつ効率的な運営を目指すために取り入れる手法の一つであります。当町におきましても、複数の施設におきまして導入をしておりますが、その状況は、様々な状況であることも事実であり、必要に応じ指定管理受託事業者と管理対応に関して協議を重ねてきた施設もございます。

御質問のございました指定管理期間等に関する考え方も、基本的にはその施設の状況を踏まえ対応していくものと考えております。

4点目の学校施設の今後に関する考え方につきましては、担当課長の答弁とさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（**菌田靖邦君**） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（**野崎郁徳君**） それでは、私のほうから、個別管理計画策定に関する御質問にお答えをさせていただきます。

まず、議員が申されました平成29年3月に策定をした、川根本町公共施設等総合管理計画におきましては、議員御指摘のとおり、将来の更新等費用の見通しとして、平成29年度以降の10年間においては、施設ごとの大規模改修等を見据え支出が増加し、令和8年度以降については、施設が老朽化する等を踏まえ、更新、建て替えを中心とした費用が増加するという見込みを示しております。

しかしながら、この考え方は、現在保有をしている施設、これらが現状のとおり全てを保有・保管していくということが前提となっております。当然のことながら、その状況を継続していくということは、町の財政上大きな支障を来すものでございます。したがって、施設の集約・複合化、減築、譲渡・売却等により保有量を縮減していくということが必要であると、これに結びつくための言わば前段の過程を示しているものでございます。

そこで、御質問のございました今後の施設管理についての状況でございますが、基本的には、施設ごとの個別施設管理計画の策定が必要となってくるものでございます。しかしながら、この個別施設計画の策定には、多くの手間、経費を要することから、周辺他の自治体の動向を見ながら、他事業との兼ね合いの中で、今年度の予算化は見送り、今年度は来年度以降の策定に向けて、準備段階としての位置づけをし、取り組む予定でございましたが、現在のところは新型コロナウイルス感染症等の対応の影響から、大幅に遅れている状況でござい

ます。この点については大変申し訳なく思います。

しかしながら、次年度、来年時においては、個別管理計画の策定に向けて着手したいと考えております。今後令和3年度当初予算の編成を見据えておりますが、担当課としましては、必要事業費を予算化して対応してまいりたいと思っておりますので、議員におかれましても是非とも後押しをいただきたく、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは野口議員の、学校再編後の校舎の利活用に係る御質問にお答えをさせていただきます。

平成30年7月から2か年間かけまして、調査・研究・協議し、決定をした川根本町立学校の今後の方向性について、現在、保護者の皆さんや地域の皆さんへの説明を行っているところではありますが、現時点では、当然のことながら令和5年度以降の義務教育学校の開校場所等については決定されておられません。

議員御質問の点につきましても、決定後において、関係の皆さんなどからの御意見を伺いながら検討し、対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ①の関連です。少し視点を変えて、防災の観点から質問をさせていただきます。

幾つかの公共施設は、その施設本来の施設設置目的に加え、大規模災害等の避難施設としての位置づけもされております、

近年、全国各地において、様々な災害が発生しており、指定された避難場所が使用できない事案も発生したとの報道も見聞きしております。当町においても、決して他人事ではなく、そのような場合の対応が問われるものでありますので、自主防災組織等の連携を含め、対応をお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 避難所のみならず、一時避難地として指定をした施設、集会所等も含まれますけれども、それらの施設は、個々の立地等の状況から、災害の発生状況においては、議員御指摘のとおり、避難所として使用できない施設が発生することも想定されるものでございます。その際の対応としましては、町内の自主防災組織、学校等の場合は施設管理者となりますが、これらとの日頃の連携が大変重要であることは、改めて申し上げることもございません。

今後も連携を深めていくために、現在行っている年2回の防災訓練、また、定期的開催しております防災連絡会議、これは、指定避難所、学校単位で、学校と自治会が中心となっ

て行政と協議を持っている会議でございますが、これだけではなく、起こり得る様々な災害に対応した避難所の開設訓練等々も含めて、対応協議をより深めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

前向きというか、非常に総合的に、やっぱりそれだけ行政に限らず、私たち議員もそうですが、やはり、この間の地震もそうですが、思わぬところであつと思われる中で、今後いろいろな総合的な訓練等もやっていただくということで、大変ありがたく思っております。

この夏、熊本県等での豪雨災害の報道において、新型コロナウイルス感染症対応の関係もあり、避難所の収容能力が取り沙汰された報道がありました。当町における新型コロナウイルス感染症対応を含め、対応の現状をお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） コロナ禍における避難所対応の状況につきましては、議員おっしゃるとおり、本年全国各地で発生している災害時の報道におきましても、様々な課題が報道されております。町としましては、従前とは異なる避難所対応が求められてくる状況に対しまして、様々な対抗策を講じていく必要性が増加していると認識をしております。

コロナ禍に限らず、町としましては、避難行動の対応としましては、まずその事前準備段階としまして、住民の皆様にはハザードマップ等を活用した地域の災害リスク、御自分のお住まいの場所を中心とした場所の災害に対する危険、災害リスクの確認をお願いしております。町の広報紙7月号にも特集を組ませていただきまして、御案内差し上げておりますけれども、災害時には、自分の生命を守ることが最も重要なこととなります。

また、現在のコロナ禍の防災・避難行動においては、特に避難所等での感染リスクを下げるというものも、議員御指摘のとおり問われております。したがって、従前から指定された避難場所、避難地への避難、これ一辺倒ではなく、災害の発生の状況を的確に判断をして、自宅が被災する可能性が低く、自宅にいるほうが安全な場合については、当然のことながら、在宅による避難というものも優先すべき事項も生じることは事実でございます。また、避難先も指定された避難地等のみならず、御親戚であるとか、知人宅への避難も選択肢としては有効であろうと、そのような選択肢も今後あり得るだろうということになっております。いわゆる分散避難も積極的に取り入れるべきだという考えが、国・県におきましても、この感染症拡大期において今まで以上に示されております。町としましては、町広報紙、様々な媒体を通じまして、町民の皆様が適切な避難行動を取れるよう、広報周知を進めてまいりたいと考えております。

また、避難所施設そのものの新型コロナウイルス感染症に対する直接的な対応としましては、従前より進めておりました間仕切り、プライベートルームでありますとか、テント、トイレ等の衛生資材整備につきましては、今年度で指定避難場所、学校等でございますけれども

も、こちらへの必要量の配備は完了いたす予定でございます。また、災害時に災害が発生して、指定避難場所への避難というものを想定する中で、今年度新型コロナウイルス感染症の国の交付金等を活用する中で、非接触型体温計やアルコール消毒用の諸資材等々の必要量を既に確保したところでございます。

今後も、国や県が示しますコロナ禍での避難所運営等のガイドラインに沿って、必要な諸資材の確保とともに、避難行動の在り方そのものも含め、対応を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

それこそ、今までとは違った、またコロナによって、今、課長がおっしゃったように、分散避難とか、あるいは、共にみんなで生命を守るということ、改めて今、答弁いただきまして、また、それぞれ今後も真剣に訓練等に励んでいきたいと思っております。

続きまして、町が指定管理制度により施設管理を行った施設の状況について、再質問させていただきます。

全協等の場でも説明をいただいておりますが、創造と生きがいの湯に関して、管理手法が指定管理によるものから町直営に変更されました。いろいろな事情があったことは承知しておりますが、その状況を踏まえ、今後どのような対応を取っていく考えか、その方向性を伺います。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 創造と生きがいの湯でございますけれども、福祉施設でございます。令和元年度まで指定管理、令和2年度から町直営となっております。本年度は、不測の状況下で、町直営の施設運営ということとなっておりますけれども、現在は町民の健康福祉に役立つ適切な施設運営の方法を模索しているところでございます。都度、川根本町社会福祉施設運営委員会にて御審議をいただきまして、方向性を決めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今の質問の関連になりますが、創造と生きがいの湯で、実際に運営してみて、確かに町民の健康と福祉、観光の2つの要素が、私は生じたということも聞いているのも事実です。現場の裁量を大事にして、施設によっては、課を越えた見直しも一部検討されてはいかがでしょうか。お聞きいたします。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 議員がおっしゃられるとおり、創造と生きがいの湯は平成12年度に建設をされまして、現行条例によりまして、町民相互の交流促進と心身の健康増進、介護予防及び生きがい活動を支援するための施設ということでございます。浴場を有してお

りますので、観光的な側面が近年注目をされておるところでございますけれども、さらに、近年は、介護保険の施設利用が出てきております。介護予防事業の拠点施設というところがございます、当面の間は町民の健康福祉のための施設として運用してまいりたいと、こういう方針でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 内容は分かりました。一番はやはりそういうことがある程度指定管理をしていただく方が、ある程度そのときはいろんな規約とか規則でやっていた中で、いろいろな場面が出たと思うんですが、やはり指定管理制度に対して、今まで以上にある程度決めごとを、更新の時期に来たときには進めていただきたいと思いますが、その辺はどのように考えますか。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 施設の目的につきましては、規則、要綱というよりも、条例で定められておるところでございますので、また議員の皆様と御相談をさせていただきながら進めてまいることになると思います。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） すみません、勉強不足で申し訳ありませんでした。私の言いたかったのは、やっぱりNPO団体の事情もあるでしょうけれども、お互いに今後、これからこういう懸案は出てくると思いますので、私たち議員も条例改正もあるということです、検討もしていきたいと思います。

続きまして、茶茗館は、観光商工課から農林課へ、現在も道の駅の要素もあります。現職員の努力も評価しながら、呈茶一つとっても、川根茶を知ってもらうおもてなしの観光要素は高いと考えます。一時指定管理制度への移行もあると聞いていたが、私自身は現行の運営がベストと考えるが、現時点での町の考え方をお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 茶茗館につきましてでございます。

茶茗館は、その設置目的といたしまして、地場産業の振興及び地域の活性化を図り、併せて住民の福祉を増進すると定められております。これを受けまして、主要地場産業である茶に関する情報発信を呈茶、つまり、多くの方々に川根茶を味わっていただくことを主流に行っており、その事業効果は非常に大きいと認識しております。

施設管理の手法は様々ありますが、施設の目的、意義を十分に踏まえ、最適で効率的な維持管理方法を取っていくことが重要と考えるところでございます。現時点では、現行の方法がそうであるとの考えで施設管理を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 先ほどの健康福祉課とも関連しますけれども、やはり、時代時代によ



っていろいろなことが変わってくる中で、柔軟な姿勢で、今後もやっていただきたいと思います。とにかくお茶を知っていただくということは、先ほども言いましたが、観光にもつながりますので、ぜひ現状を維持しながら、前向きに進んでいただきたいと思います。

続きまして④番の、再編を進める中で、私たちの地区も経験した中から、廃校される地域の住民の感情を十分理解しないと、一歩も前に進まないことが起こり得ますので、丁寧に何回も説明をする機会を持っていただくことが、施設の利活用がスムーズに移行ができるのではないかと私なりに考えております。

その点、やはり同時進行と言いながら、当然地元の人たちは心配が多いと思いますので、まだ、課長が言いますようにこれからでしょうから、これも一つ十分頭に入れて進めていただきたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 先ほどの答弁の中でも、お話をさせていただきましたが、今後の方向性につきましては、現在説明をさせていただいているところであります。新型コロナウイルス感染症の状況によりまして、その説明についても、ちょっと遅れているところがございますが、今後例えば保育園の方でありますとか、幼稚園の保護者の皆さん、それから、併せまして地域の皆様方へも説明会を開くように計画をしまいたいと考えておりますので、その際には、地域の方々にも参加いただき、いろいろな御意見を伺いながら決定をしまいたいと考えております。

また、その施設の利用につきましても、決定されたところで、いろんな関係の皆さん方からの意見を聞きながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今のお話から分かりますけれども、長い道のりの中で、やはり、これというよき方向性を見いだしていただきたいと思います。

次に、質問が少し長くなります。公共、民間、それぞれの現状の施設を有効利用する提案型になります。千頭地区を一例に挙げます。今も観光商工課の課長もおっしゃっているんですが、ハイキングコースとかいろいろ千頭駅前にはありますが、私としては一つの提案です。千頭駅から宝探しハイキングに出発して、泉頭四郎兵衛、これは菅原道真の子孫がまつられていると言われております。そこを通過して、旬でヤマメをつかみ取りをして、いろりを囲んで雑談、文化会館で語り部から昔話を聞いて読書をして、B&Gで遊んで泳いで、小長谷城を見学後、創造と生きがいの湯で疲れを取り、雑貨屋に顔を出し、大井川を渡り、井川線の踏切でトロッコ電車に手を振り、駅前でおいしいデザート、アイスクリームをいただき、手打ちそばを食べて、時間があれば音戯の郷に寄り道して音の体験、SLかトーマス、ぜひたくは言いません、レトロな電車で家路についてもらいます。もちろん、寸又峡、アプトラインにもぜひ足を延ばしていただきたい。そういうコースも検討していただきたいと思います。

少し高額になってもよい、ゆうゆう温泉手形ではないが、自然周遊ふるさと手形を公民一  
体で発行を提案します。町内版エメラルドネックレス構想です。ほかのエリアでも有効な手  
形ができると思います。ぜひ検討をお願いいたします。いかがでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 議員御提案のツアーというか観光ルートにつきましては、従  
来より千頭駅周辺については幾つかのハイキングコースが整備されている状況でございます。  
先ほど申し上げましたとおり、千頭駅前での待ち時間対策も含めた中で、今後当町を訪れて  
いただいた観光客が今まで以上に川根本町を満喫できるよう、観光協会を主体としてコース  
の設定等検討していければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今、課長がおっしゃったように、観光協会を中心にやっていただくの  
は当然でございますが、私が、今、ちょっと話をはしょったもので申し訳なかったんですが、  
私の今一番言いたいことは、公民というんですか、そういう民間を含めた公共事業を回ると  
いうことに意義があると思いますので、その辺の、これから提案していく中で、たまたま採  
用していただくなら、詰め方をもう一度、どのような詰め方をしていくかということ、今  
後検討の課題にさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 例えば千頭駅で言いますと、音戯の郷の施設がございます。  
そういうところを発着点にすれば、施設の利用も可能だと思います。その辺も踏まえながら、  
コースの設定等につきましては、また検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ちょっと今、これ通告にないかもしれないんですが、今の考えを聞き  
ながら、関連ですので、質問させていただきたいと思います。

そういう、例えばコースの設定とかというのは、私は、すぐといえば、やっぱり観光商工  
課になるでしょうけれども、こういう基本的なことというのは、今後どのような課で、行政  
では新しいアイデアとか提案型は考えていくのか、分かる範囲で教えてください。

○議長（藺田靖邦君） 野口直次君、施設に関することでの質問でよろしいんですね。

○6番（野口直次君） はい、内容です。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 先ほど中澤議員の御質問の中にもありましたけれども、やは  
りコースの設定というか、やはりガイドが付くようなコースの設定を今後考えていければと  
思います。そのような中で、町がそういう設定をするのではなく、観光協会、エコティとい  
う団体もありますので、そんな団体とも連携をしながら、設定をしていければと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 私がまったくどく言うのは悪いんですが、やはり新しいことをやる場合は、確かに観光協会とかエコティというよりも、私は行政とか、やはり相当なこういう方向で持っていくよということをやっていたかないと、なかなか構想が途中でいろいろ変わっていく可能性がありますので、私、今、観光商工課長さんに答弁を求めたんですが、大きなくくりで、観光の今までの総合計画もある中で、やはりこの計画の柱はどこだということ、もう一度教えていただきたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 手法といいますか、町の主要事業につきましては、当然総合計画のときに横断的に作るものであって、総合計画の具体化として、今、議員おっしゃるように、観光振興計画がございます。その中で、ルート化、先ほど言いましたように、ボランティア、おもてなしの講座も明確に書かれておりますので、それをもって、行政主導であるべきところとか、民間と一緒にやるべきところということを検討してやらせていただいておりますので、あくまで行政主導ばかりでなくて、総合計画に基づきまして、いろんな団体と協議していくということが、今後ともそれが必要になってくると思いますし、継続していくには、行政ばかりではなくて、民間の力を生かしていくということが重要になってくるかと思っております。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 当町も15周年を迎え、コロナ禍、不安定要素が多い中、時には官の力が、民をいい意味で押し上げる、大切な時期の到来と私なりに現在考えています。鈴木町長には、長い政治・行政経験、すばらしい人脈もあります。川根本町のさらなる発展のためにも、スピード感を持っていただき、今後もリーダーシップを発揮していただきたいと思います。また、全職員にもエールを送りたいと思います。

鈴木町長に、私のいつもつたない質問でございますが、何か総括的に言っていただければと思います。お願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） いつも野口議員には激励をされておりますので、本当にありがとうございます。

その中で、私ども行政だけで全てができるというふうには思っておりません。今、担当課それぞれ説明したとおり、官民一体となって対応することが重要ではないかというふうに思っております。それは小さな町だからできること、できないこといろいろありますけれども、それをうまく組み合わせて対応することが重要になってきたなというふうに感じております。特に今といいましょうか、このようなコロナの時期に対応が少し今までとは鈍ってきましたけれども、新しい展開も模索する必要があるというふうに考えているところでございます。

当然ながら、これからも議会の皆さんにはいろいろな御指導いただければありがたいというふうに思っております。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

最後になります。今、いろいろな皆さんの、私が公共の施設の今後を含めて見直しをお聞きしたんですが、やはり町長のおっしゃるとおり、これから予期せぬことがいろいろある中で、やはり今の話を聞きますと、ある程度方向性を見いだしながら、町民も含めて、議員もそうですが、頑張ってくださいということで、本当に、これは全国的な問題、世界的な問題にはなるんですが、確かにいい意味、悪い意味、今後非常に行政にも負担がかかると思いますが、ぜひ今後も、来年度の予算ヒアリングもあるとは思いますが、頑張ってくださいということで、時間は大変残って申し訳ないんですが、これで私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藺田靖邦君） これで、野口直次君の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩といたします。よろしく願いいたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、杉山広充君、発言を許します。4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 4番、杉山広充です。通告に従い、一般質問をいたします。

教育界では、本年4月1日より、小学校においては新学習指導要領が全面実施されました。学習指導要領は、学校が教育課程、つまり教育計画を編成・実施するために当たっての大綱的な基準です。文部科学省から告示されます。

本年3月まで小学校においては国語、社会、算数、理科等の教科、そして道徳、総合的な学習、学校行事を含む特別活動の授業が行われてきています。本年4月からは、今申し上げた授業に加え、小学校3・4年生には年間35時間の外国語活動、5・6年生には年間70時間の外国語の授業が実施されることになりました。中学校においては、来年、令和3年4月1日から新学習指導要領の全面実施となります。

新学習指導要領の全面実施に当たり、保護者、地域、行政、議会が一体となり、未来の社会を担っていく子供たちを第一にして考えなくてはなりません。川根本町の10年後、20年後、30年後をできる限りの確に予測し、想定し、よりより教育環境づくりに着実に推進すべきときだと私は考えています。

現在は、今述べたように教育推進において非常に大切な時期です。しかし、皆さん周知の

ように新型コロナウイルス感染のため、私たちの生活は大きな影響を受けています。教育界もしかりです。

学校の平常授業において、感染防止のためにどのような配慮をなされているのだろうか、実技を伴う体育の授業、音楽の授業において、どのような点に留意されているのだろうか、臨時休業中の子供たちへどのような指示・指導をしているのだろうか、授業実施期間が短くなりましたが、学習の評価は適切にできるのだろうか、修学旅行、運動会、体育大会などの行事はどうなっているのだろうか等々思い浮かんでいきます。

最近、地区・地域の人たち、特に子育てをしているお母さん、おじいさん、おばあさん、それぞれの立場から教育のこと、行政のこと、その他生活に関して現在困っていること、いろいろな思い、意見、情報を私に直接、また間接的に伝えることが多くなりました。私は、このことは地域の皆さんが行政のこと、学校教育に関して強い関心を持ち、この川根本町を今以上によりよい町、地域にしていこうというあかしだと思います。大変うれしく感謝しています。

私に直接話をしてくれた地域の人たちの声から、幾つかを紹介してみたいと思います。

一つ目、今年の防災訓練では、高校生男子が消火栓を利用しての放水訓練をしてくれた。大変頼もしかった。高校生女子においては、非常食の炊き出しを女性役員と一緒にやってくれ助かった、やはり若い人たちは活動的である。日常の防災訓練、特に初期の消火訓練の重要性を私も感じています。

二つ目、今年3月に世界無形文化遺産候補として、「徳山の盆踊り」が、国連教育科学文化機関、つまり、ユネスコに申請されました。令和4年には、世界無形文化遺産として登録されると聞いております。この際に、本町においても古典芸能の継承に今以上の支援をいただきたいと思います。このことは、町の人材育成、地区の維持・活性化につながると考えています。

三つ目、今年も子供が園を卒業し、他の町の小学校へ入学してしまった。話せない事情があると思いますが、寂しさを感じます。

四つ目、小学校、中学校の再編・統合問題に動きが見られたのは非常に良かったと思います。しかし、川根本町でここ1年間に生まれた子供は15人と聞きます。今後も、生まれてくる子供たちの数は1年間15人程度だと思う。少子化の問題は、今後も続くと思います。このことを考えた場合、将来の学校、義務教育学校を一つにしたならば、全校130人程度の学校で理想の教育ができるのではないのでしょうか。この学校統合については私利私欲から離れ、慎重に進めてほしいと思います。

以上、四つのことを地域住民の皆様からの声として取り上げました。これらは全て地域の人たちの熱い思いが込められている生の声です。これらの地域の人たちの声を行政も議会も真摯に受け止め、今進めていることは子供たちにとってどうなのか、住民にとってどうなのか、今後進めようとしていることは、子供たち、住民にとってどうなのかということ判断

の基準として決定し、実行することが町民の理解を得る上で最も大切なことではないかと思  
います。

今日は一般質問の機会をいただきましたので、通告済みの事項について伺います。

大きく二つあります。

一つは、新型コロナウイルス禍での教育について、二つ目は、学校の再編・統合に関して  
です。

まず一つ目の新型コロナウイルス禍での教育について、三つ伺います。

一つ目、平常の教育活動における配慮事項について、各学校へどのような指示・指導をし  
たのか伺います。

二つ目、本年度、ウイルス禍により4月9日から5月20日まで臨時休業を実施しました。  
各学校へ本年度の教育課程完全実施に向けてどのような指示・指導をされたのか伺います。

三つ目、本年度の修学旅行の実施について伺います。小学校の修学旅行、中学校の修学旅  
行です。

大きく二つ目です。学校の再編・統合について。

一つ目、本年3月、学校教育施策スケジュールが報告されました。このスケジュールに対  
する保護者や地域住民への説明は必要不可欠であると考えています。現在、どのくらい進行  
しているのでしょうか。今後、どのように進めるのでしょうか。

二つ目、説明会を実施したならば、後日、保護者・住民へのアンケートを取り、慎重に進  
めることが町民の理解を得る上で大変大切なことだと考えます。見解を伺います。

質問は以上です。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの杉山広充君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、  
鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、杉山議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、平常時の教育活動への指示・指導についての御質問がございました。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活  
様式」が文部科学省より示されておりますので、これに従いまして感染症拡大防止対策を講  
じ、適切に対応するよう指導をしてまいったところであります。

次に、臨時休業後の教育課程の実施についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、先ほど議員からもお話ありました4月9日から  
5月20日まで臨時休業措置を講じております。また、大雨による警報発令等により7月1日  
と7月6日から10日まで臨時休業措置を講じており、この対応として夏休み期間の短縮や学  
校行事の見直し、教育課程の修正など、各学校の実情に即した取組を了承したところであ  
ります。

また、教育課程の修正に当たりまして、文部科学省からの「学校の授業における学習活動  
の重点化に係る留意事項等について」の通知に基づき、限りある時間の中で児童・生徒の過

度の負担とならないように適切に対応していただくよう、指示・指導を行っているところであります。

次の本年度の小・中学校の修学旅行に関する質問並びに学校再編・統合に関する質問につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、杉山議員からの質問にお答えをさせていただきます。

小・中学校の修学旅行の状況についての御質問にお答えします。

昨年度まで中学校においては、5月中に2泊3日の予定で京都・奈良方面への修学旅行を、小学校においては、四つの小学校が合同で1泊2日の予定で東京方面への修学旅行を実施しておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により行き先が限定されてしまいましたので、中学校においては、1泊2日の予定で9月下旬から10月初旬にかけて静岡県内及び山梨方面への修学旅行を計画しているところであります。また、小学校においては、4校合同の修学旅行を取りやめて、各学校で1泊2日の予定で11月中から12月中に静岡県内への修学旅行を計画しているところであります。

ただ新型コロナウイルス感染症の状況によっては、この計画も見直しが必要となる場合もあると認識しているところであります。

次の、学校教育施策スケジュールの説明に関する御質問にお答えをさせていただきます。

当初は、学校のPTA総会等に伺って説明をさせていただく予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、4月、5月と臨時休業となりましたので、6月から8月中に町内6つの小・中学校のうち5つの小・中学校の保護者の皆さんや学校評議員の皆さんに対する説明会を実施させていただきました。また、実施できなかった学校におきましても、学校の評議員さんやPTA役員の皆さんに対する説明会を行っております。

今後につきましては、一部、野口議員の質問の中でもお答えをさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、町内の保育園、幼稚園の保護者の皆様への説明会の実施、町内2か所の子育て支援施設の利用者に対する説明会の実施、町内の皆さんへの説明会の実施を進めていきたいと考えているところであります。

次に、説明会後のアンケートの実施に関する御質問ですが、各学校の保護者の皆さんへの説明会時に学校再編の趣旨、義務教育学校の意義等、義務教育学校案の学区について、義務教育学校の候補地（案）について等に関するアンケートも併せて実施をさせていただいております。今後の説明会においても、同様のことを実施できるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 答弁ありがとうございました。

今、各学校の平常授業における感染対策については文部科学省から通知が出ていると、そういうことの答弁がありましたけれども、私もここで考えられているものをちょっと挙げてみたいと思います。

その通知に書いてあると思いますけれども、まず一つは、教室等の小まめな換気、子供、教師等のマスクの装着、手洗い等の励行、これはあると思います。授業では、特に実技を伴う体育、音楽科の進め方、また実習を伴う家庭科授業での配慮、これもあると思います。また、学校行事に関しては、それぞれ入学式、卒業式、修学旅行、遠足等の配慮、これもあると思います。そのほか、私考えてみましたら給食時間、清掃活動、部活動、集団登校、バス通学等々、これらについても注意することが多々あると考えています。

以上お話ししましたけれども、これらは3密、いわゆる密閉、密集、密接、これを避ける配慮ということになるのではないかなと思っています。

ところで、今年告示された小学校学習指導要領、来年告示される中学校学習指導要領では、子供たちが主体的に学び、思考力、判断力、表現力等を育成する、これを目指しています。私は、このためには平常の教育活動において3密、特に密集、密接は学習成果を上げるために欠かせないもの、必要なことと考えています。これは現在の3密回避とは対極にあることです。これは残念ですが、これからも新型コロナウイルス感染対策を徹底して、平常の教育活動が推進されるよう、引き続き各学校への指示・指導をよろしくお願ひしたいと思います。一日も早い新型コロナウイルスの感染が収まることを私は願っております。

いよいよ明後日から10月です。教育委員会として、新型コロナウイルス感染対策として特に小学校・中学校ですべきことがありましたらお話しください。お願ひいたします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいま杉山議員からの話にもありましたとおり、やはり3密というのは避けなければならないことと考えております。

町長の答弁の中にもありましたとおり、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、これは現在4番目、改訂が4回行われておりますが、そのマニュアル、学校の新しい生活様式に従いまして、今後においても感染拡大防止対策を徹底することによって、川根本町の小・中学校において、新型コロナウイルスの感染者が出ないような形の対応を各学校に対して指示・指導してまいりたいと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 答弁ありがとうございます。

次に、ウイルス禍による臨時休業に関わり再度伺います。

教育委員会では、完全実施に向けて各校の実情に応じて工夫、努力をしてほしいというような指示をしたと先ほど伺いましたけれども、私が一番心配することは、4月9日から5月20日までの42日間、まだほかに休校があったんですね、大雨で1週間くらいですか、ありましたけれども、教科、道徳、特別活動等の授業時間が確保できるかということです。学校教



育法施行規則では、年間の総授業時数が明確に定められております。ちなみに申しますと、小学1年生は年間850時間、2年生は910時間、3年生は980時間、これは年間です。4、5、6年生は1,015時間です。中学校においても定められております。中学1年生、2年生、3年生、1,015時間です。

これは今私が申し上げた総授業時間数は、指導要領に明示された各学年の目標、内容を達成するために必要とされる標準の時間数なんです。このことは、教科書の内容を理解させ、学び取らせるのに必要とされる授業時間とも考えることもできます。

以下、私なりに概算してみました。小学校5年生を例に取りますと、臨時休業中の授業時間は約130時間となります。この130時間を臨時休業後の5月21日から今年度の3月末までに新たに生み出さなくてはなりません。学校では、年度初めの4月には年間の教育課程が作成されていますので、教育課程の修正をしなくてはなりません。このため各学校では夏休みを短くする、本町においても8月8日から24日まで夏休みを短くしたと聞いております。このことによりますと、約70時間確保されたこととなります。しかし、単純計算ですが、まだ60時間足りないこととなります。ここで私が申し上げている時間のことですが、たかが時間の問題と考えることはできません。

ここで再度伺います。

教育委員会には既に各学校から本年度、令和2年度の教育課程の修正版が提出されていることと思います。授業時間確保のため、各学校はどのような工夫、努力をしているのでしょうか。分かる範囲で結構です。教えてください。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、ただいまの杉山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、文部科学省より、「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について」という通知が示されております。これは、臨時休業及び分散登校の長期化などにより、学校の授業における通常の学習活動で指導を終えることが困難な場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に実施できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童・生徒との関わり合いや児童・生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機づけや共同学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することが考えられる旨、示されたものであります。

この重点化により各学校の教育課程等を照らし合わせてみますと、十分に対応できるものと考えております。また、各学校の管理職に確認もしましたが、今年度中に予定している指導内容については、おおむねクリアできる旨の確認もさせていただいております。

また、学習指導要領の特例としまして、今年度指導を計画している内容について学年内に指導が終えられるように努めても、なお臨時休業及び分散登校の長期化などにより指導を終

えることが難しい場合には、最終学年以外の児童・生徒に係る教育課程に関する特例的な対応として、次年度と次々年度に繰り越してもいい旨の特例的な通知も示されておりますので、その点も考慮しながら、児童・生徒の過度の負担とならないような対応をとっていただくように、各学校のほうに指導しているところであります。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 答弁ありがとうございます。

文部科学省からの通知ですか、私も目を通しましたが、確かに学習内容、また指導方法の工夫、改善、これはよく言われます。しかし、現場では大変なことなんです。60時間を短くしろと、これ非常に難しいんです。ですから、できるだけ実務の確保、これが必要だと思います。

土曜日の活用はいかがですか、伺います。

○議長（藺田靖邦君） 教育長。

○教育長（大橋慶士君） その前に、議論をかみ合わせる前にちょっとお聞きしたいんですけども、では文科省の示す標準時間数というのはどういう定義をされていて、その積算根拠はどうなっているかということをお示ししていただければ、私のほうから答えたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 先ほど申しましたけれども、学習指導要領に示された目標内容を達成するために必要とされる標準の時間数、そういう押さえです。それともう一つは、それについて教科書を使いますが、それを活用して学び取らせるのに必要な時間、そのように私は標準時間数を押さえております。

ですから、あれが一応標準なんです。だから、どこも時間数を確保するために努力をしています。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 実は、これは奈須正裕さんという、これは新学習指導要領の策定に携わった方です。中教審の委員もやっている方です。その方が「ポスト・コロナショックの授業づくり」という本を最近出しました。その中で、今の授業時数のことをどう言っているかということ、学習内容の実現にどのくらいの授業時数が必要十分かという問いに正確に答えるにはそもそも極めて困難だと、ここでも言っております。つまり、授業時数というのは、目の前の子供たちにとって、それぞれ違うわけなんです。

ですから本来、例えば標準授業時数があっても、例えば教員によっては、その7割で学習指導要領の内容を教えることもできるんです。ですから、奈須さんが言うのは、このコロナのときを契機と捉えて、教科の教え方の内容をここで改めて検討すると、そのことが大切だ

ということと、もう一つ大切なのは、先ほど杉山議員、主体的にと言いました。自ら学ぶ子供をつくるということが非常に大切だということで、そういうところに、いわゆる力を入れたほうが良いということも、きちっとここに言われているんです。もしよかったら、この本を読んでください。そこにきちっといろいろなことが書かれています。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） よく分かりました。

そうすると、指導要領に示されている標準時数、これどうなのかなと疑問になってきます。これはちょっとやめます。

それで先ほど私申しましたが、学校では教育課程の修正版、これは出ているでしょうか、教育委員会のほうへ。ちょっとお願いします。出ているか出ていないかだけで結構です。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 各学校より提出されておりました、それも踏まえまして、先ほど言ったとおりの答弁とさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） ありがとうございます。

私も目を通しましたら、本年度、ちょっと時数関係で難しい、そういうような学習内容が残った場合には特例として、先ほど教育総務課長から話をされましたように小学校6年生、中学校3年生を除いて、令和3年度、4年度にも教育課程を編成してもいいですよという通達があります。そのとおりだと思います。私もその通知のことは目を通しておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

また標準時数については、指導書をまず読んでいただきたいと思ひます。これ私も読みます。そんなようにお願ひしたいと思ひます。

では、次に移ります。

本年度の修学旅行についてですが、先ほど小学校、中学校も若干変更して実施ということ聞いております。私は本当によかったなと思っております。修学旅行は、学校行事の中でも子供たち非常に喜びのある行事です。子供たちの学校生活に潤いや秩序、変化を与える大切な行事だと私も考えています。

コロナ感染防止対策を講じるとともに、子供たち、また教師が感染防止に対する危機管理意識をきちんと持って実施されることを望んでおります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に移りたいと思ひます。

大きな質問事項、学校の再編・統合に関して再度伺います。

学校教育施策スケジュールに対する説明会、これは先ほどの答弁ですと、あと学校では1校まだ未実施、それと幼稚園、保育園、子育て支援ですか、そこらも今からだということ、それで地区の説明会も今からと、そのような説明があったと思ひます。そんな理解でいいですか。答弁をお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） そのとおりであります。

1点、先ほどの授業時数の関係で補足をさせていただきたいと思いますが、学習指導要領によりまして、別表1、これは標準授業時数を示しているものとありますが、授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第51条及び別表第1に反するものではないという趣旨を制度上明確にしたものであるということで、明確に示されておりますので、それについても御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 今のこと、よく理解できます。今後よろしくお願ひしたいと思います。

さっき各学校の説明会のことを私申し上げました。今年の3月議会でも、このことについて私触れております。そのときに森下課長は、このスケジュールの実現のためには保護者、地域の皆さんの御理解が不可欠と考えています。そのためにも小・中学校のPTA総会の説明、保育園や幼稚園の保護者、子育て支援施設の利用者等への説明、各学校区での説明等の方法で周知をし、対応していきますと答えています。

ここで各学校区への説明がまだ実施されていないということを今お聞きしました。今後の予定ということで聞いております。このことに関して、一つ、強くお願ひいたします。

昨年11月、12月に、これからの本町の教育に関わる意見交換会が行われました。このとき意見交換会の会場が中川根第一小学校の学区、南部小学校の学区には設定されませんでした。このことについて地区のたくさんの人から、なぜ現に学校がある地区で意見交換会を実施しなかったの、会場を設定するときにもっと配慮が欲しかったね、それと島田とか藤枝に働いている人たちのことももっと考えてほしかった等々、厳しい意見を私も、また地区の役員さんもいただいているということを聞いております。

今後、このスケジュールについての説明会を実施されるということですので、必ず中川根第一小学校の学区、南部小学校の学区、あと中央小の学区、本川根小学校の学区、そこでの設定を確実にして開催するようお願いしたいと思います。この点いかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいまの杉山議員の御質問にお答えをさせていただきますが、コロナウイルス感染症の状況を見ながら今後計画をする中で、実施方法等については、今後検討してまいりたいと考えています。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） よろしくお願ひいたします。

行政において物事を企画し、推進するに当たっては、地域の皆さんの声に謙虚に耳を傾け

る、そして柔軟に対応すること、これが私は大切なことだと思っています。なぜかという、最近学校の統合、義務教育学校のこと等に対して、非常に私のほうへ意見、考え、思いを寄せてくれる方が増えています。これらの方についての意見も尊重しなければならないなど私は強く考えるからです。

ここで、皆さんからの意見、思い等を踏まえて述べさせていただきたいと思います。学校での授業、学びにおいては、ある程度の子供の人数が必要です。特に毎日進められている授業、これはお互いの子供たちが関わって進めていきます。授業では、子供たちは自分の考えを自分なりの言葉で発表し、友達の考えと比べて、練り合っ、そして自分の考え、学級全体の考えをつくり上げていく、そのような授業だと思います。このことは、先ほどから言っている子供たちが主体で学び、思考力、判断力、表現力を育成することに私はつながることだと思っています。

現在、国では義務標準法で学級編制の基準を40人以下、静岡県では1学級30人以下としています。私は経験上、やはり1クラスの子供の人数は20人程度が最適と考えています。その上、1学級を2人の教師が担当するチームティーチングが現在においては理想と考えています。このことは、教育界、県の教育団体においても50年ほど前から研究されてきていると私は認識しています。

ちなみに世界を見てみると、1学級の子供の人数はアメリカ合衆国、イギリスは30人以下、フランスは21人から24人、ドイツでは24人から28人が標準と決められています。どの国も子供の学び、学習において最も学習効果があり、成果の上がる研究をして現在の人数に規定されていることと思います。

さて、本町の子供の出生数のことに話を戻しますが、この5年間で見ると1年間の出生数は約15人ということです。去年は15人だったと聞いております。今、全面的に座っている行政の方、ここに19人おるんです。これよりも少ないわけです。川根本町の現状から見ると、今後も子供の出生数は、私は横ばいでいくのではないかなと考えています。

このように考えた場合、川根本町においては、15人の子供たちが一つの学校で一堂に会して、学習面、生活面において協力し、あるときは切磋琢磨して学習していく。このときの義務教育学校は、1年生から中学3年生まで考えるならば130人程度になると推定されます。それを支える、また指導する教師が学力の定着、向上のために工夫や努力に一生懸命励むならば、理想の教育ができるのではないのでしょうか。この場合の教職員ですが、義務標準法に基づいて、静岡県の条例により県費負担の教職員が的確に配置されますから問題はないと私は考えています。

ちょっと横にそれますがけれども、牧之原市のことが今日載っておりましたね。またこれについて私勉強して、報告させていただきたいと思います。

私が今申し上げたように考えていけば、現在、中川根第一小学校、中川根南部小学校、本川根小学校で編制されている複式学級は解消されるものと考えています。義務教育学校に関

しては、建物の老朽化の問題、学校を運営していくための学校管理費、教育振興費等々非常に難しい問題があるのではないかと思います。このようなことを抜きにして語ることはできないと考えています。

以上申し上げましたが、学校の再編に関わる義務教育学校の設置は、我が町にとっては大変大きな大きな問題、課題だと考えています。今後、学区において教育施策のスケジュールの説明会が実施されると思いますが、先ほど答弁にありましたようにアンケートを取っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

住民の中には、大所高所から課題、問題等について意見、思いを述べてくださる方がたくさんいると信じています。このようなときに、これらの声に素直に耳を傾ける、そして謙虚に吸い上げ、今まで進めてきている計画にかたくなにこだわることなく、今後の行政への施策に生かせるものは生かしていく、このような柔軟な姿勢が必要かと思います。よろしくお願いいたします。この点について伺います。

○議長（藺田靖邦君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 杉山議員の説を今伺いましたわけですが、実は、これからの教育は画一的な一斉授業でなく、これは個別化という形で進もうとしております。そして異学年集団、異年齢集団での学習という形で次世代の教育というのは動いております。これは世界的な一つの流れで、これはOECD、OECDは経済開発協力機構ですが、OECDが今後必要とする資質、能力は何かということを想定した上での教育の方針でございます。

ですから今、私どもの町では静岡大学、そして南砺市、それから川根本町と3か所を結んで、次世代教育どうあるべきかということ今研究しております。ですから、義務教育学校は学校の制度であって、教育の内容をどうするかということは別に考えなければなりません。ですから、今やっているのは学校教育ビジョンの中に盛り込む教育をどうしたらいいか、次世代の資質、能力を養うためにはどういう教育がいいのかということ今研究をしている最中でございます。

ですから、そういう意味では、これはただ杉山議員が言われるように、かたくなにということはやっておりません。これはみんなの意見を聞きながら、その中で、どういった教育が一番いいのかということ今検討している最中でありますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 杉山広充君。

○4番（杉山広充君） この前も個別化ということが出ましたけれども、個別化というのは、35人の中においても個別化というのはあるんです、指導が。一斉指導、グループ指導、個別化、これやってきております。ですから、人数が35人いるから個別化できないと、そういう考えは、私はないと思います。これは結構です。

それで過日、私は小学校の子供たち、男子五、六人が楽しそうにおしゃべりしながら下校している風景を目の当たりにしました。年齢が違いました。それで少し話しかけてみたんで

すね。そうしたら健やかに成長しているなということを感じました。この子供たちに温かさを感じました。非常にうれしいなと思いました。

今後、私たちはこのような子供たち、心豊かにたくましくする、子供たちのために、先ほど申し上げましたが、地域、保護者、行政、議会が一体となって努力していくと、それをみんなしなければならぬと思っております。私も今後勉強していきたいと思っております。

最後になりましたが、質問に丁寧に答弁をしてくださりました関係当局に深く感謝を申し上げて、終わりたいと思っております。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藺田靖邦君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 杉山議員が個別化と、確かに昔も個別化といった一斉授業、画一授業の中の個別化と、次世代でいう個別化は違うんです。次世代の個別化というのは、これは個人の成長に応じた個別化ということです。

ですから、例えば今研究している中でイエナ教育とかというのがあります。イエナ教育というのはオランダで行われていますけれども、オランダの教育は、まさにそういう個別化、要するに個々の発達に応じたということですから、例えば今一斉授業をやって、これは1年終わったところで、要するに吹きこぼれもあるし落ちこぼれも出てくるわけです。それはなぜかといったら、個別の発達に応じた授業をしていないからです。ですから次世代の教育は、まさにそういう教育をしようということですから、今までやってきたような一斉、画一の中の個別化とは違うということをご理解願いたいと思っております。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） もう時間がありませんけれども、その個別化というのは人数が少ないからできるという、そのようなものではないかと私は考えています。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 杉山広充君の時間、30分は過ぎておりますので、これで杉山広充君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで2時まで休憩といたしますので、よろしくお願いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時00分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。



- ◎日程第2 認定第1号 令和元年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第3 認定第2号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第4 認定第3号 令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第5 認定第4号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第6 認定第5号 令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第7 認定第6号 令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第8 認定第7号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、認定第1号、令和元年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第8、認定第7号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、野口直次君。

○決算特別委員長（野口直次君） 決算特別委員会委員長の野口です。

それでは、会議規則第77条の規定により、決算特別委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

9月1日に開会した本定例会において、一般会計及び6つの特別会計決算認定について、議長を除く11名の議員から成る決算特別委員会に付託されました。

9月1日の本会議終了後、正副委員長の選出と審査日程及び審査方法等を決定し、その後総務課から、令和元年度一般会計及び特別会計決算状況について総括的な説明や財政の健全化を示す実質公債費比率等の説明を受けました。

9月2日、3日、7日の3日間、役場本庁舎の3階の大会議室において、担当課長及び関係職員の出席をいただき、課ごとに詳しい審査を行いました。令和元年度からの決算書及び決算資料による執行状況の説明のほか、主要一覧表から各議員が抽出した34の事業に対して、事前に提出された令和元年度事業決算報告書に基づき、事業の目的、現況と問題点、事業効果、決算に対する考察等の説明がありました。委員からの様々な質疑、意見に対して、その回答のほか、施策における考え方や方針等も示していただきました。皆様方の御協力により、円滑な審査を進めることができました。

また、鈴木町長、森副町長、大橋教育長には、公務御多忙にかかわらず御出席をいただき、



町の抱える様々な課題等に対しまして真摯な御答弁をいただきました。

委員会審査日数は3日間でしたが、大変内容の充実した委員会となったことに対して厚く御礼を申し上げます。

審査の中で出された内容について、抜粋して報告いたします。詳細につきましては、お手元に配付した委員会審査報告書を御覧ください。

その前に、報告書をちょっと訂正をさせていただきますので、御了承ください。

3ページをお開けください。

企画総務費の中の真ん中にイノベーションというところをイを抜かしてしまいましたので、「イ」を入れてください。訂正をお願いします。

続きまして、17ページの説明員の「鈴木」健康福祉課長のところ、「北原」健康福祉課長と間違えましたので、御訂正をお願いいたします。

それともう一つ、前へ戻ってすみません、13ページです。10款5項3目のアドバンストインストラクターの、アドバンストの次に・を入れてください。

それと、また戻りますが、9ページの一番下になります。訪問看護事業特別会計のところの款、項、目の記入を落としました。申し訳ございません。1款1項1目になりますので、御訂正をお願いいたします。

では、始めさせていただきます。抜粋してお話しさせていただきます。

2ページを御覧ください。

観光商工課、7款1項2目、商工業振興費。

事業決算報告書の地域商工活性化事業が事業補助金一式となっているが、詳細の説明を。

経営改善復旧事業、中小企業活性化支援事業など静岡県小規模事業経営支援事業補助金交付要綱に基づく額の35%を町が補助しております。

プレミアム商品券の売上げが少なかった要因は何か。

購入までの手続の手間や町内での買物者が少ないこと、事業登録店舗が少なかったことなどが理由によるものと考えられます。

7款1項8目、音戯の郷運営費です。

テーマの変更等の計画はあるか。

具体的な変更計画はない。

在り方は早急に検討してほしい。

施設の在り方の検討の場の中で検討していく。

利用者が減っているとのことだが、ラウンジに入居がないことも影響しているのではないかと、現状は。

現在、休憩場所として開放している。

3ページを御覧ください。企画課です。

2款2項1目、企画総務費。

本町にふるさと納税した方の理由などは分かるか。

ふるさと納税受付のときのアンケートによれば、「返礼品のお茶がおいしいから」、「一度飲んでみたかったから」、「親族の出身地だから」など。返礼品の70%がお茶である。正月やお盆の時期をターゲットにした返礼品の開発も必要と考える。

企業を誘致するには、町はどんな準備をしているのか。

国・県の補助も必要である。さらに、既に誘致済みの企業の関連企業に声をかけるのが現実的である。また、金融機関と共に連携して進めている。

5 ページを御覧ください。くらし環境課です。

2 款 5 項 1 目、環境総務費。

地域緑化事業の内容は。

木製プランター等の資材を、学校や要望団体など 7 団体に配付した。

農林課が所管するグリーンバンク事業と重複しているのではないか。

一本化できればと考えています。

2 款 5 項 2 目、路線バス対策費。

町営バス路線運行管理業務の県補助対象に平均乗車密度0.5以上とあるが、それはどのような意味か。

1 km 当たりの平均乗車人数である。町が任意の日で乗降調査を行い、調査日の数値を基に算出した平均乗車密度が基準を下回った場合は補助対象外で、今回は対象外であった。年間を通しての数値とするよう、県へ依頼している。デマンドタクシーは、数値の条件を満たしていたため補助対象となった。

続きまして、6 ページをお開きください。税務住民課です。

税務住民課、2 款 6 項 2 目、賦課徴収費。

徴収実績が上がっている要因は。

県税務課から短期派遣として月に 1 回程度来庁し、納税指導を受けていることも大きいですが、職員全体の徴収に対する意識の高まりが要因であると考えます。

軽自動車は納税しなければ車検が通らないのではないかと。

そのとおりであるが、滞納しているケースは車検を通さずに放置しているケースが多い。

続きまして、2 款 7 項 1 目、戸籍住民基本台帳費。

コンビニ交付を利用して発行されているもので、多いものは何か。

住民票が一番多く、印鑑証明、戸籍証明の順となっている。

コンビニ交付サービス運営負担金の額の算定方法は。

人口規模等での換算ではなく、一律の金額である。

7 ページを御覧ください。農林課です。

6 款 1 項 4 目、地域農政総合推進事業費。

認定農家数、荒廃農地面積、今後の農地再生・集積事業の予定地は。

認定農家は58件、荒廃農地の面積のうち再生利用が可能なものが89.4ha。条件整備が著しく困難なもの、復元しても継続して利用することができないと見込まれるのが6.1haである。集積事業の予定地は西地名地区である。

6款1項5目、茶業推進対策費。

茶草場農法実践者の活動費補助金が令和元年度をもって要綱廃止とあるが、説明をお願いしたい。また、補助金制度自体は今後も継続するのか。

お答えです。4市1町から成る茶草場農法推進協議会にて新たに補助金を創設したため、町の補助金交付要綱を廃止した。なお、町補助金は3年間の期限があったが、協議会の補助金にはそれがない。また、対象事業に取り組みば、毎年でも補助金が受けられる。

続きまして、8ページをお開きください。

6款2項2目、林業振興費。

鳥獣害の影響は、農林産物の被害だけではなく、住民の日常生活への危険とか、住環境の悪化という視点で捉える必要がある。また、令和元年度、電柵わなは増えているが、捕獲は減っている。効率のよい猟銃捕獲の推進のために、猟友会員から要望のある猟犬の回収へのGPSの活用など検討の必要がある。

答え、猟友会などとも協議し検討する。

9ページを御覧ください。高齢者福祉課です。

3款1項3目、高齢者福祉費。

一番下のほうになります。

抽出していただいた、生きがい対応型デイサービスセンター事業の、事業決算報告書の、決算状況に対する考察として、介護予防・日常生活支援サービス事業への完全移行も見据え、今後も検討していくとの表記があるが、これについて説明してほしい。

担当課としては、生きがい対応型デイサービス事業は、この介護予防・日常生活支援サービス事業に一本化しても問題ないと考えております。

訪問介護事業特別会計の1款1項1目です、訪問看護事業費。

実利用者数51名とあるが、現状の体制での受入れ可能人数は何人くらいか。

現在の人数でかなり限界数に近い数である。

10ページを御覧ください。教育総務課です。

10款1項3目、教育諸費。

オンライン事業を推進する上で、全ての家庭がインターネットにつながる環境にあるか。

全ての家庭でつながるわけではない。今後、万が一、例えば休校等になった場合どうするかについても、学校とも相談して対応する必要がある。

ICT教育推進事業業務委託の委託業者である共同企業体について説明してほしい。

ベネッセコーポレーション、京セラコミュニケーションシステム、TBBSの3社による共同企業体である。支援員の派遣などの人的支援や、授業に使用するアプリケーションの使

用といった支援も受けている。

続きまして、10款1項5目、地域若者教育推進費。

事業決算報告書の公営塾指導管理業務委託の決算状況に対する考察にあるように、利用者の負担区分についてどう検討していくのか。

費用分析して負担区分の見直しを行う。教材費等についても自己負担と町負担があり、金額を検討していく。

教材費等の負担区分を明確にするという意味か。

そのとおりである。

続きまして、12ページを御覧ください。社会教育課です。

10款4項1目、社会教育総務費。

遺物整理報酬の支出があるが、あとどれぐらいかかるのか。また、どのような形で成果に持っていくのか。

事業の進捗に時間がかかっている。また、遺物の活用についても今後検討していきたい。

10款4項3目、資料館運営費。

リニア工事の関係で関心も高まっている。流域を含む8市2町は水問題の関心も高い。各市町の小学校等の教育的活用を町長自らPRしてほしい。

長島ダム流域連携協議会や大井川の清流を守る研究協議会などを通して現在もPRしている。

最近では、利用者は減少傾向にあるが、社会教育課で管理している現状を考えれば、まずは本来の博物館としての機能を発揮させること。その上で観光とどう関連づけるかを考える必要があるのではないか。

答え、町唯一の博物館である。その機能をPRしていく。また、新たな取組として、環境学習プログラムの発信により来館者を増やしていきたい。

続きまして、14ページを御覧ください。総務課です。

9款1項4目、災害対策費。

新たに導入した災害対策本部現場情報管理システムを、実際に確認したい。

災害対策本部に入る災害情報を一元的に管理・運用するシステムで、モニター画面上の地図上に災害情報を表示・管理することができるシステムである。休憩時間中、現場を見せていただきまして確認いたしました。

地区によっては、拡声子局がないことは承知しているか。

設計上、近くのスピーカーで補えるとして設置していない地区がある。今後、未設置の地区は調査、検証し、地元区長とも相談しながら対応を考えていく。

その下です。9款1項8目、交通安全対策費。

町内で鹿と車両の衝突事故が頻繁に発生している。土木事務所に対して、「動物飛び出し注意」など、注意看板を設置する要望をしていただきたい。

道路管理者である土木事務所に、建設課を通して協議したい。

2款1項1目、一般管理費。

訴訟事務委託料は、実際に訴訟案件があったのか。また、法に基づく申立てや情報公開を求める案件、公開条例に基づくものはそれぞれ何件あったか。その内容は何か。

行政運営上、顧問弁護士制度に関わる相談、財産等に関する相談等々を行った4件であり、法に基づく申立てや情報公開を求める案件はない。情報公開条例に関しては、教科書選定や土木工事に関する設計書の開示請求があった。

16ページを御覧ください。建設課です。

8款1項1目、土木総務費。

住宅リフォーム事業は施工を町内業者が行った場合のみであったが、令和2年度からは町外事業者でも助成されるということによろしいか。

令和元年度まで観光商工課で行っていた住宅リフォーム補助は、地域経済の活性化を目的の一つとし、対象を町内業者施工のみとしていた。令和2年度からは建設課が所管している住宅改修事業は、目的を定住のために変更した。そのため町外業者の施工も補助対象となる。ただし、施工が町内業者の場合は加算がある。

問い、今年度はコロナ禍で町内事業者の仕事が少ない。その上に町外事業者の施工分も補助することになると、ますます仕事が減ってくるので、再考をお願いしたい。

お答えです。住宅リフォーム補助は、リーマンショック以降の、景気後退時に、町事業者に対して手厚く助成したことが発端である。それから10年程度経過した。そのため現在は、定住者と移住の促進を図るための事業を開始した。住宅リフォーム事業の目的は既に終了したと考えている。ただし、町内事業者の育成、支援については、今後も精査する必要がある。

17ページを御覧ください。健康福祉課です。

3款1項1目、社会福祉総務費。

社会福祉協議会補助金の補助対象約3,700万円余の内容は。

答え、ボランティア活動、福祉教育、福祉相談、福祉団体の活動支援など、対象経費の総額である。

社会福祉協議会には、委託料や補助金で4,500万円から4,600万円の支出がある。今後、少子高齢化に伴い経営的にも厳しくなっていく状況が予想される中、民間事業者等とどう折り合いをつけるかという点や考え方について聞きたい。

答え、社会福祉協議会事業としては、サービス事業、受託事業の二つである。そのうちサービス事業は介護保険事業と障害者の就労支援事業で、収支は黒字である。ただし、高齢化が進んでも利用人口は増加するとは限らず、他の民間事業者との関係は難しいものもあるため、現在、正副会長、事務局とも協議している。

問い、社協が介護保険事業の一部である訪問介護を廃止した理由と、今後の方針を説明をお願いしたい。

社協からは、収支が合わなかったためだと聞いている。また、今後については正副会長を含め協議をしている。

続きまして、19ページをお願いいたします。情報政策課です。

2款3項1目、情報政策費。

光ケーブル支障施設及び被災施設修繕料について、もう一度説明をお願いしたい。

答え、修繕費の決算総額387万5,000円のうち、335万8,000円を雷被害分として支払い、建物共済給付金で100%充当された。支払いを留保している金額は1,833万5,000円である。残分は既に支払いに応じない旨の通知はしてあるが、今後、顧問弁護士にアドバイスを仰ぎ、慎重に話し合いを進めていく。

高度情報基盤は、学校以外にはどのような活用をされているか。

情報基盤の活用については、それぞれの担当課で進めている。現在のところ、教育関係、医療、福祉、防災のほか、企業誘致にも活用されている。

2款4項1目、統計調査費。

国勢調査は調査員業務など予定どおり実施できそうか。

答え、調査員説明会は8月に既に2回開催した。10月1日が基準日で、調査票の配付は9月中旬以降になる。ただし、コロナ禍の影響により配付は可能な限り非接触ということで依頼してある。

以上、抜粋して報告をさせていただきました。詳しいことは、またこの資料をお読みください。

9月15日に現地調査を行い、帰庁後、一般会計及び六つの特別会計決算認定について、委員会での採決を行いましたので、御報告させていただきます。

認定第1号、令和元年度川根本町一般会計歳入歳出決算、賛成全員で認定です。

認定第2号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第3号、令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第4号、令和元年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第5号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第6号、令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第7号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

以上のとおり報告いたします。

今回の委員会で審議されたことについて、次年度の予算や町の施策に反映されることを期待いたします。

最後に、行政の方々、特別委員会委員の皆さんには、円滑な委員会運営ができましたことを改めまして感謝申し上げます。

決算特別委員会の委員長の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藺田靖邦君） 委員長の報告が終わりました。

決算特別委員会は、議長を除く全議員が委員となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

これから認定第1号、令和元年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号、令和元年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、認定第1号、令和元年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第2号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、認定第2号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第3号、令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号、令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、認定第3号、令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第4号、令和元年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号、令和元年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。



したがって、認定第4号、令和元年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第5号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、認定第5号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第6号、令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号、令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、認定第6号、令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第7号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認

定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、認定第7号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。



◎日程第9 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方  
財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を  
求める意見書の提出について

○議長(藺田靖邦君) 日程第9、発議第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(藺田靖邦君) 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。



#### ◎日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(藺田靖邦君) 日程第11、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎日程第12 広報委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（藺田靖邦君） 日程第12、広報委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

広報委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第3回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年9月29日

議 長 菌 田 靖 邦

署 名 議 員 澤 西 省 司

署 名 議 員 石 山 貴 美 夫